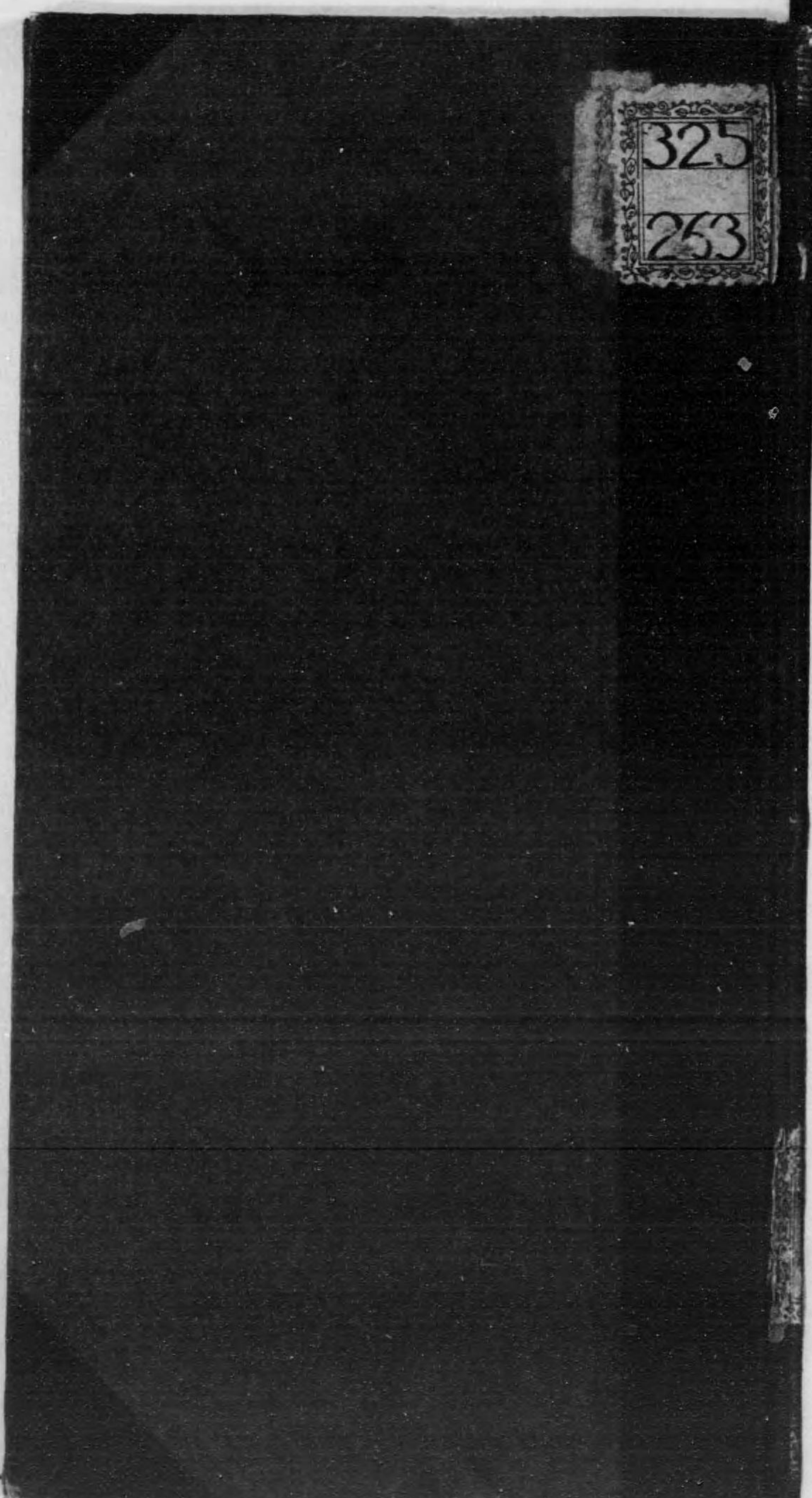


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

325
253

始



耶穌降世一千九百二十年

大正
九年
日本聖公會要覽

日本聖公會教務院總務局

露光量違いの為重複撮影

課 日

(1)

225-263

○本日課表使用ニ關スル注意

一、本年度ニハ主日ト聖日ト同日ニ相當スル場合四回アリ
當日ノ日課ハ主日ノ日課ヲ先ニ記シ聖日ノ日課ヲ其次
ニ併記シタリ、但シ何レヲ用ユルモ會師ノ隨意ナルモ
ナトス

一、降臨節及大齋節各主日ノ第二日課ハ平日ノモノヲモ併
記セリ、但シ何レヲ用ユルモ會師ノ隨意ナルモノトス

一、聖職按手節及昇天前祈禱日ノ特定日課ハ平日ノ日課ト
併記セリ、但シ何レヲ用ユルモ會師ノ隨意ナルモノトス

一、聖日詩篇ハ當日ノ第一日課ト併記セリ、但シ括弧ヲ附
シタルモノハ平日ノ詩篇ヲ用ユルモ隨意ナルモノナリ

一、平日詩篇表ハ日課表各月表ノ次ニ記載セリ

一、聖徒安得烈日ノ前後ニ於テ傳道祈禱日ヲ守ル場合、天
長節ニ天長節祈禱ヲ、新嘗祭又ハ其他適當ノ日ニ收穫
感謝ヲ行フニ用ユル日課ハ平日詩篇表ノ次ニ記載セリ

一、國祭日ハ聖歌選用等ノ便宜上總テ記入セリ

日 課 表

○特禱使用法摘要

一、主日特禱ヲ用ユルコトハ其前夕ヨリ始メ次ノ主日朝
夕ニ及ブ

一、但シ降臨節第一主日特禱ハ降誕日ノ前日朝夕
主日特禱ト併セ用ヒ、降臨節第四主日特禱ハ同日
降誕日ノ前日朝夕復活前主日特禱ト併セ用ヒ、又復
活後第五主日特禱ハ該週水曜日朝夕ト併セ用ヒ、又復
活主日ノ特禱ハ同日朝夕用ユルモ可シ

一、他ノ聖日特禱ヲ用ユルハ其前夕ニ始メ當日ノ朝夕
但シ降誕日特禱ハ除夜マテ他ノ特禱ト併セ用ヒ、又
割禮日特禱ハ現異邦日マテ用ヒ、大齋始日特禱ハ受
苦日ノ前夕マテ當日ノ特禱ニ續キ用ヒ、昇天日特禱
ハ該週土曜日朝夕用フ、又聖徒ステパノ日聖徒ヨハ
ネ日嬰孩日大齋始日受若日復活前日ノ特禱ハ當日ノ
朝ヨリ用ユルモ可ナルモノナリ

一、臨時祈禱中聖職按手節ニ用ユルモノハ該週間中、昇天
前祈禱日ニ用ユルモノハ當該日中毎日用ユルモノトス

内 交

例 言

一、今回ノ刊行即チ大正九年日本聖公會要覽ハ前回及
前々回ニ於テ内容省略シタル大部分ヲ復活シ新タ
ナル項ヲ追加ヘテ公會一般ノ不便ナカラシメメン
トナ期シタリ、從テ印刷費暴騰ノ場合、代價ヲ引
上ケルノ止ムチ得ザルニ至レリ、第百四十四頁ノ
裏告參照)

一、毎年掲載シ來リシ前年末調日本聖公會統計概表ハ
左ノ理由ニヨリ今回ハ遂ニ掲載シ能ハザルコト
ナリシヲ甚ダ遺憾トス

一、本局ニ於テ過去十數年間毎年作製シ來リシ年度統
計ガ、或ル一地方部ヨリ各教會ノ統計報告書ヲ選
メテ送附シ來ル手續トナリ居ルヲ挽回督促スルモ
遂ニ送附シ來ラザル爲、今尙其計算ヲナス能ハ
ズ。

目 次

一、大正九年日課表	一頁
一、平日詩篇表 (附特定日課表)	二六
一、日本聖公會憲法法規	二七
一、法規附録書式	四八
一、諸決議摘要	五五
一、日本聖公會監督並ニ諸委員	六五
一、各地方部一覽	六九
一、諸外國聖公會ノ日本人教會一覽	一八
一、日本聖公會ニ關聯スル諸事業	二一
一、同 團體誌	三〇
一、婦人宣教師其他ノ住所氏名	三一
一、本邦在住他聖公會聖職ノ住所氏名	三八
一、附録 (樂譜總表、色彩表、出願届出書式)	三九
一、廣告	三九

十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
齋日			日本聖公會組織成立記念日 (國定、祝日也) *		大齋前第二主日		齋日	齋日			被獻日	大齋前第三主日	大齋前第三主日
十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝
第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)
創 五〇、一九	出 十三〇、二六	創 四七〇、三三	出 四九〇、二八	出 五〇、二四	出 二〇	出 四〇、二二	出 四〇、二二	出 四〇、二二	出 四〇、二二	出 四〇、二二	出 四〇、二二	出 四〇、二二	出 四〇、二二
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
路 十八〇	路 十一〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六	太 十九〇、二七、三六
第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)
創 二〇、二九	基 二〇、二九	創 四八〇	創 四九〇、二九、五〇、三三	出 一〇	出 三〇	出 三〇	出 三〇	出 三〇	出 三〇	出 三〇	出 三〇	出 三〇	出 三〇
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
約 廿一、二八	約 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八	徒 廿一、二八

十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
大齋前第一主日	大齋前第一主日	大齋始日	齋日	齋日	齋日	齋日	大齋第一主日	春期聖職按手節	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	大齋第二主日
十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日
朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝
第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)
創 七〇、二七、八〇	出 十九〇	出 五八〇、二二	出 六〇〇、三三、八〇	出 廿三〇、四	出 廿五〇、二二	出 廿八〇、三三、八	出 三〇	出 三三〇、二一	出 三三〇、二一	出 三三〇、二一	出 三三〇、二一	出 三三〇、二一	出 三三〇、二一	出 三三〇、二一
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六	太 廿六〇、三三、五六
第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)	第一日課(舊約)
創 十二〇、二九	出 十八〇	出 廿八〇、二二	出 廿九〇、三三、八〇、二六	出 廿九〇	出 廿九〇	出 廿九〇	出 廿九〇	出 廿九〇	出 廿九〇	出 廿九〇	出 廿九〇	出 廿九〇	出 廿九〇	出 廿九〇
第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)	第二日課(新約)
羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇	羅 一〇

* 日本聖公會組織成立記念日ニ以テ記念禮拜ヲ行フ時ニ用ユベキ特禱使徒書福音書及早晚禱ノ日課ノ指定ハ日本聖公會牧務院公報第十號所載諸監督告示中ニアリ

卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
同水曜日、齋日	同火曜日、齋日	同月曜日、齋日	復活前主日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日
三〇三三	三〇一三	三〇一三	九〇九	廿四〇五	十八〇九	三〇一五	十五〇一五	十一〇一七	八〇	三〇	五〇二二	四〇五五	三〇一八	二〇一五	一〇一八
十六〇	十五〇	十四〇	廿六〇	二〇二一	二〇二一	一〇一八	一〇一七	一〇一六	一〇一五	一〇一四	一〇一三	一〇一三	一〇一三	一〇一三	一〇一三
亞	民	利	出	申	申	申	申	出	申	出	申	申	申	申	申
廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇	廿一〇
彼前	羅	來	路	哥後	哥前	路	路	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前
一〇一	五〇一	九〇一	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇	十九〇

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月
齋日	大齋第四主日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	大齋第三主日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日
民	三〇一八	廿三〇三	廿二〇七	廿〇一三	十九〇七	十八〇一	十七〇五	十六〇〇	十五〇四	十四〇八	十三〇二	十二〇六	十一〇〇	十〇〇四
可	十四〇五	十三〇九	十二〇三	十一〇七	十〇一	九〇五	八〇九	七〇三	六〇七	五〇一	四〇五	三〇九	二〇三	一〇七
民	創	民	創	民	創	民	創	民	創	民	創	民	創	民
三五〇九	廿四〇	廿三〇	廿二〇	廿一〇	廿〇〇	一九〇	一八〇	一七〇	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇	一二〇	一一〇
哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前	哥前
九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

三月

朝

晚

十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
齋日	齋日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日	復活後第二主日
八〇二二	九〇四七、七〇八	十一〇二二、三三三	一三〇三〇	一五〇	三〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇
十二〇一、三三四	十二〇三五	十三〇一、二七	十三〇一、二七	十四〇一、二七	十五〇一、二七	十六〇一、二七	十六〇一、二七	十六〇一、二七	十六〇一、二七	十六〇一、二七	十六〇一、二七	十六〇一、二七	十六〇一、二七	十六〇一、二七	十六〇一、二七
九〇一、二二四	十〇九二、一〇一	十一〇三三、二〇七	一三〇三〇	一六〇	二〇	母前二〇、二一	母前二〇、二一	母前二〇、二一	母前二〇、二一	母前二〇、二一	母前二〇、二一	母前二〇、二一	母前二〇、二一	母前二〇、二一	母前二〇、二一
弗一〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇

十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木
復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日	復活後第一主日
七〇一、三三	六〇一、二四	五〇一、一五	四〇一、〇六	三〇一、〇	二〇一、〇	一〇一、〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇
十一〇二、二九	十二〇一、二八	十三〇一、二七	十四〇一、二六	十五〇一、二五	十六〇一、二四	十七〇一、二三	十八〇一、二二	十九〇一、二一	二十〇一、二〇	二十一〇、一九	二十二〇、一八	二十三〇、一七	二十四〇、一六
七〇二、四一	六〇二、三〇	五〇二、二〇	四〇二、一〇	三〇二、〇	二〇二、〇	一〇二、〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇	母前〇
六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
	三位一鉢後第二主日	聖日 徒 六ルナ六日						三位一鉢後第一主日		齋日			
王下九〇	士 四〇	王下六〇廿四、七〇二	申 三三〇、二一	五〇	三〇	王下二〇	代下廿〇、二十九	書 三〇七、四〇十四	廿〇廿三	十九〇	十八〇、二十九	王上十六〇八	代下十六〇、二十七〇、二十九
十九〇廿五	約 十九〇、廿四	徒 十八〇、廿八	約 四〇廿三	徒 十八〇、廿七	十六〇、廿六	十七〇	十六〇、廿五	十五〇	十四〇	十三〇、廿一	十三〇、廿	十二〇	約 十二〇、四七、七三、九〇、九
王下十一〇、廿七	士 六〇、十一	王下七〇、三	賽 四〇、二十一	六〇、廿三	四〇八、三七	王下二〇	代下廿〇、廿	書 五〇十三、六〇、廿一	廿一〇	廿〇、廿二	十八〇、廿	十七〇	王上十五〇、廿五、十六〇、七
二〇	彼前一〇	雅 五〇	徒 十四〇八	徒 四〇	三〇	二〇	雅 一〇	十三〇	十二〇	十一〇、十七	十一〇、十六	十〇、十九	來 十〇、十八

六 月

朝

晚

十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		齋日		三位一鉢後第三主日		齋日		施洗者ヨハネ誕生日 (齋日、施洗者)		三位一鉢後第四主日	齋日	聖徒 八テロ日			
十〇十八	代下廿四〇	廿五〇、二十六	廿六〇	廿七〇、廿八〇、十五	母前三〇	王下十八〇、十二	代下三十〇、三二〇	王下十九〇、十九	馬 三〇、六	王下廿〇	代下三三〇	母前十二〇	王下廿四〇八、廿五〇七	結 三〇、四、十四	喇 一〇、三〇
廿〇、十八	廿〇、十九	廿一〇	徒 一〇	二〇、廿一	二〇、廿二	四〇、三二	四〇、三三	四〇、三三、五〇、十六	太 三〇	徒 五〇、十七	六〇	七〇、三三、四	七〇、三五	約 廿一〇、十五、廿二	徒 八〇、廿五
十一〇、廿	十三〇	十四〇八	十五〇八、三一	十六〇五	母前四〇、十八	代下廿九〇、廿一	王下十八〇、十三	十九〇、廿	馬 四〇	賽 三八〇、九、廿	王下廿二〇	母前十五〇、廿三	王下廿五〇八	亞 三〇	喇 四〇
三〇	四〇	五〇	彼後一〇	二〇	三〇	約 壹 一〇、二〇、十一	二〇、十二	三〇	太 十四〇、十二	約 壹 四〇	五〇	約 貳 (全)	約 參 (全)	徒 四〇八、廿二	猶 (全)

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
三位一鉢後第十一日	齋日						三位一鉢後第十日	變容親日、齋日					三位一鉢後第九日	
王上十七	廿四廿一	廿三	廿二	廿一	廿	廿	王上十二	出 三四〇廿九 （前廿七〇六、一〇九三〇）	廿四	廿三	廿二	廿一	王上十、廿四	箴 九〇
十二	十一	十	九	八	七	六	六	哥後三〇	羅 五〇	四〇	三〇	二〇	羅 一〇	徒 廿八、十一
王上十八	廿五	廿四	廿三	廿二	廿一	廿	王上十三	箴 十四〇廿八、十五〇十七 （前八四九〇百三三〇）	廿四	廿三	廿二	廿一	王上十一、廿六	箴 十、十四
廿六、廿七	廿五、廿六	廿四、廿五	廿三、廿四	廿二、廿三	廿一、廿二	廿	廿	太 廿二〇四一、廿三〇十二	路 九〇廿八、三六	廿二〇十五、四十	廿二〇一、十四	廿一〇廿三	太 廿〇十七	第二日課(新約)

八月

朝

晚

十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
月	火	水	木	金	土	日	月	日	火	水	木	金	土	日	月
															三位一鉢後第十三日
箴 廿七、廿三、廿八、四十四	傳 一〇	廿二	廿一	廿〇	廿	廿	王上十九	傳 十一、十二	廿八、十	廿二、十三	四〇、十八	五〇、廿	七〇、廿	王上廿二、四十四	耶 九〇、十七
十三	十二	十一	十	九	八	七	三	哥前一〇、廿五	一〇、廿六、二〇	十六	十五	十四	十三	十四	十一
箴 廿九	傳 二〇、廿一	廿	廿	廿	廿	廿	王上廿一	申 十八、十五	耶 三〇、十二	五〇、十九	六〇、廿一	七〇、廿一	王下五〇	耶 十、十六	
廿七、廿六	廿七、廿七、五十六	廿七、五十七	廿八	一〇、廿	二〇、廿二	二〇、廿三、三〇、三十二	彼前一〇、廿二、三〇、三十一	可 三〇、十三	四〇、一、三四	四〇、三五、五〇、廿	五〇、廿一	六〇、一、廿九	六〇、三十	七〇、一、廿三	

(國祭、天長節)

十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
本	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
按手齋日	節齋日	降臨節第四主日	聖徒トマス日	齋日	降誕	聖徒ヨハネ日	嬰孩日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日
賽 四八〇	賽 四九〇 或八那廿六〇二十九	賽 五〇〇 或八馬三〇三十二	賽 三〇二 或八廿六	賽 五四〇	賽 四二〇 或八廿六	賽 五六〇	賽 五八〇	賽 六〇〇	賽 九〇〇 或八那廿五〇八五〇	賽 三三〇 或八那廿四〇一十六	賽 三二〇 或八那廿七	賽 六三〇	賽 六四〇 或八那廿五〇七	賽 六五〇	賽 六六〇 或八那廿一
默 一〇	默 二〇 或八那廿八三〇六	默 三〇 或八那廿三三三	默 四〇 或八那廿三三三	默 五〇 或八那廿三三三	默 六〇 或八那廿三三三	默 七〇 或八那廿三三三	默 八〇 或八那廿三三三	默 九〇 或八那廿三三三	默 一〇〇 或八那廿三三三	默 一〇〇 或八那廿三三三	默 一〇〇 或八那廿三三三	默 一〇〇 或八那廿三三三	默 一〇〇 或八那廿三三三	默 一〇〇 或八那廿三三三	默 一〇〇 或八那廿三三三
賽 四九〇 或八那廿二	賽 五〇〇 或八那廿三	賽 五〇〇 或八那廿四	賽 五〇〇 或八那廿五	賽 五〇〇 或八那廿六	賽 五〇〇 或八那廿七	賽 五〇〇 或八那廿八	賽 五〇〇 或八那廿九	賽 五〇〇 或八那三十	賽 五〇〇 或八那三十一	賽 五〇〇 或八那三十二	賽 五〇〇 或八那三十三	賽 五〇〇 或八那三十四	賽 五〇〇 或八那三十五	賽 五〇〇 或八那三十六	賽 五〇〇 或八那三十七
默 二〇 或八那廿七	默 三〇 或八那廿八	默 四〇 或八那廿九	默 五〇 或八那三十	默 六〇 或八那三十一	默 七〇 或八那三十二	默 八〇 或八那三十三	默 九〇 或八那三十四	默 一〇〇 或八那三十五	默 一〇〇 或八那三十六	默 一〇〇 或八那三十七	默 一〇〇 或八那三十八	默 一〇〇 或八那三十九	默 一〇〇 或八那四十	默 一〇〇 或八那四十一	默 一〇〇 或八那四十二

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水
職	聖	期	冬	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋
職	聖	期	冬	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋
賽 四四〇 或八那廿三〇一十五	賽 四三〇 或八那廿一	賽 四二〇 或八那廿二	賽 四一〇 或八那廿三	賽 四〇〇 或八那廿四	賽 三九〇 或八那廿五	賽 三八〇 或八那廿六	賽 三七〇 或八那廿七	賽 三六〇 或八那廿八	賽 三五〇 或八那廿九	賽 三四〇 或八那三十	賽 三三〇 或八那三十一	賽 三二〇 或八那三十二	賽 三一〇 或八那三十三	賽 三〇〇 或八那三十四
約 參(全)	約 貳(全)	約 壹(全)	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇	彼後二〇
賽 四七〇 或八那廿三〇十六	賽 四六〇 或八那廿二	賽 四五〇 或八那廿三	賽 四四〇 或八那廿四	賽 四三〇 或八那廿五	賽 四二〇 或八那廿六	賽 四一〇 或八那廿七	賽 四〇〇 或八那廿八	賽 三九〇 或八那廿九	賽 三八〇 或八那三十	賽 三七〇 或八那三十一	賽 三六〇 或八那三十二	賽 三五〇 或八那三十三	賽 三四〇 或八那三十四	賽 三三〇 或八那三十五
約 廿〇 或八那廿一	約 廿〇 或八那廿二	約 廿〇 或八那廿三	約 廿〇 或八那廿四	約 廿〇 或八那廿五	約 廿〇 或八那廿六	約 廿〇 或八那廿七	約 廿〇 或八那廿八	約 廿〇 或八那廿九	約 廿〇 或八那三十	約 廿〇 或八那三十一	約 廿〇 或八那三十二	約 廿〇 或八那三十三	約 廿〇 或八那三十四	約 廿〇 或八那三十五

十二月

朝

晚

平 日 詩 篇 表

每月此順 序ニ從テ 讀ミ或ハ 歌フベシ 但シ三十 一日アラ バ三十日 ノモノチ 重ネ用ユ ベシ	一印ハ何 篇ヨリ何 篇マデチ 意味ス		天長節祈禱		傳道祈禱		特定祈禱ノ日課	
	朝	晚	朝	晚	朝	晚	朝	晚
一日	一〇一五〇	六〇一八〇	十六日	七九〇一八二〇	八二〇一八五〇			
二日	九〇一十〇	十二〇一十四〇	十七日	八六〇一八八〇	八九〇			
三日	十五〇一十七〇	十八〇	十八日	九一〇一九二〇	九三〇、九四〇			
四日	十九〇一廿一〇	廿二〇、廿三〇	十九日	九五〇一九七〇	九八〇一一百一〇			
五日	廿四〇一廿六〇	廿七〇一廿九〇	二十日	百二〇百三〇	百四〇			
六日	三〇〇一三二〇	三三〇一三四〇	廿一日	百五〇	百六〇			
七日	三五〇一三六〇	三七〇	廿二日	百七〇	百八〇、百九〇			
八日	三八〇一四〇〇	四一〇一四三〇	廿三日	百十〇一一百十三〇	百十四〇、百十五〇			
九日	四四〇一四六〇	四七〇一四九〇	廿四日	百十六〇一一百十八〇	百十九〇、百二十〇			
十日	五〇〇一五二〇	五三〇一五五〇	廿五日	百十九〇一三百一、七二	百十九〇、百二十〇、百四			
十一日	五六〇一五八〇	五九〇一六一〇	廿六日	百十九〇百五、百四四	百十九〇百四、百七六			
十二日	六二〇一六四〇	六五〇一六七〇	廿七日	百二十〇一一百廿五〇	百二六〇一一百三一〇			
十三日	六八〇	六九〇一七〇	廿八日	百三〇百三五〇	百三六〇一一百三八〇			
十四日	七二〇一七二〇	七三〇一七四〇	廿九日	百三九〇、百四一〇	百四一〇一一百四三〇			
十五日	七五〇一七七〇	七八〇	三十日	百四四〇一一百四六〇	百四七〇一一百五一〇			
收禱	詩篇 廿〇、廿一〇	詩篇 廿〇、廿一〇	賽 六〇、六十一、六十二		徒 十三〇			
天長節祈禱	詩篇 六五〇、百四七〇	詩篇 六五〇、百四七〇	賽 六〇、六十一、六十二		徒 十四〇、一、十八			
傳道祈禱	詩篇 七二〇	詩篇 九七〇、百十五〇	賽 六〇、六十一、六十二		徒 十七〇、廿三、三十一			

日本聖公會法憲法規 (第十二總會改正)

序 文

此法憲法規ハ英國聖公會(The Church of England) 及 ヲ米國聖公會(The Protestant Episcopal Church in the United States of America) ヨリ派遣セラレタル監督聖職信徒及ビ以上ノ公會ト關係アル日本聖職信徒代表議員明治廿年(教主降世千八百八十七年)二月大阪ニ會合シ聖公會統一ノ主義ニ從ヒ日本聖公會ノ一團ヲ組織シ自治ノ基ヲ開キ假ニ之レヲ制定シ爾來日本聖公會總會ニ於テ幾多ノ加除修正ヲ經テ之ヲ公認遵ハスル所ノモノナリ

日本聖公會法憲

第一條 本教會ヲ日本聖公會ト稱ス
 第二條 日本聖公會ハ新舊兩約ノ經典ヲ受ケ之ヲ神ノ啓示ニシテ教ヲ得ル要道ヲ悉ク載セタル者ト信ズ且ツニクア

信經使徒信經ニ包括セル信仰ノ道ヲ公認ス

第三條 日本聖公會ハ主キリストノ命ヲ給ヒシ教理ヲ説キ其自ラ立テ給ヒシ洗禮聖餐ノ二聖儀及其懲戒ヲ行フ

第四條 日本聖公會ハ使徒時代ヨリ繼承シタル監督、長老、執事ノ三職位ヲ確守ス

第五條 日本聖公會ハ每三年ニ總會ヲ開ク其時日ト會場ハ諸監督之ヲ定ム

第六條 總會ハ監督及各地方選出ノ聖職、信徒代表議員ヲ以テ組織ス

第七條 總會議長ハ現任監督ノ互選スル者トス

第八條 總會ニ於テ監督ハ議事ノ可否數ヲ別ニス聖職信徒代表議員ハ之ヲ共ニシ或ハ之ヲ別ニスルコトヲ得ベシ又其可否決ハ監督ノ多數ト聖職信徒代表議員ノ多數トニ依ル

エヒニコボ

第九條 總會ノ議權ハ左ノ如シ

- 一 日本聖公會ノ平安進歩ニ關スル事件
 - 二 内外傳道會社ヲ設立シ之ヲ管理スルコト
 - 三 法憲法規ヲ改正スルコト
- 第十條 法憲ヲ改正セント欲スルトキハ先其改正案ヲ定期總會ニ提出シテ其協賛ヲ受ケ次回ノ定期總會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス

日本聖公會法規

第一章 監督

第一條 日本聖公會監督教區ヲ設置スルニハ地理上相隣接セル教會中邦人長老一名以上ヲ有シテ自給シタル教會六個以上ノ協議ニヨリ本條規定ノ設備ヲ了シタル上日本聖公會事務局ヲ經由シテ認可申請ヲナスベシ

第一 關係教會ノ主任長老及ビ教會委員代表者ノ連署ス

ルコト

第二 當該教區ノ各教會ハ監督俸給三分ノ一以上ヲ負擔スベキコト

第三 監督俸給及ビ之レニ對スル教區ノ負擔額及ビ監督資金ノ補助額ニ就テハ監督資金局ト協議シ其同意ヲ得ルコト

第四 負擔額一ケ年分ヲ監督資金局ニ豫納スルコト

第二條 日本聖公會事務局ニ於テ教區設置ノ申請ヲ受ケタルトキハ審査ノ上定期又ハ臨時總會ニ報告スベシ該申請ヲ推薦スル場合ニハ教區ノ名稱及ビ教區區劃ヲ付記スベシ

第三條 定期又ハ臨時總會ニ於テ教區ノ設置ヲ認可シタル場合ニハ申請人中ノ主任長老ヲシテ法規第九章ニ準ジテ教區會ヲ召集シ監督ノ選舉ヲ行ハシム

第四條 日本聖公會監督ノ選舉ハ正當ニ召集セラレタル教區會ニ於テ之ヲ行フモノトス

第五條 日本聖公會或ハ之ニ連接セル他ノ聖公會ニ屬スル令關ノ長老ハ監督ノ候補者タルコトヲ得ベシ

第六條 教區會ノ聖職及信徒代議員ハ監督候補者ヲ指名スルコトヲ得、但シ二名以上ノ賛成ヲ要ス

第七條 監督ヲ選舉スル時ハ聖職信徒其投票ヲ別ニスベシ當選ハ聖職信徒各自出席數三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 第一教區會ニ於テ當選者ヲ得ル能ハザル時ハ三ヶ月以上六ヶ月以内ニ更ニ教區會ヲ召集シテ選舉ヲ行ヒ尙ホ當選者ヲ得ル能ハザル時ハ次期總會ニ於テ選舉ヲ行ヒ聖職信徒各自出席者ノ多數決ニ依リテ之ヲ定ム

第九條 教區會ニ於テ選舉セシ當選者ニ對シ該會ニ出席セシ聖職及信徒代議員三分ノ二以上ノ記名調印セル左ノ證明書ヲ要ス

證明書

日本聖公會長老 姓 名

下名ノ我等全能ノ神ノ前ニ在テ前記長老 氏ガ

年 月 日 教區會ニ於テ日本聖公會法規ニ從ヒ

明シ且右 氏ガ學識博ク信仰堅ク賢明高德ノ人ニシテ監督ノ職責ニ適シ神ノ榮光ヲ顯シ聖公會ノ德ヲ建

テキリストノ羊群ノ模範トナルベキ者ナルコトヲ信認

ス

右連署證明候也

年 月 日 名 印

第十條 教區會議長及書記ノ與書調印シタル前條證明書ノ贈本ヲ日本聖公會ノ各監督ニ送致シ監督多數ノ同意ヲ得テ教區ノ選舉ヲ確定スルモノトス

第十一條 教區會ノ選舉ニ同意スル監督ハ右證明書ヲ受ケテ後三十日以内ニ左ノ書式ニ從ヒ記名調印シテ之ヲ監督會議長ニ送致スベシ

承 認 書

教區監督我 今同成規ノ手續ニ從ヒ
 氏ガ 教區監督ニ當選シタリトノ通告ニ接シ右選
 舉ニ承認ヲ表シ且該當選者ノ聖別ニ依リテ愈我等ノ主
 イエスキリストノ教會ノ德ヲ建テ益ヲ擴張スルニ至
 ランコトヲ信ズ

茲ニキリスト降生紀元 年 月 日
 ニ於テ署名捺印スル者ナリ

監 督 姓 名

第十二條 總會ニ於テ監督ヲ選舉セシ時ハ第九條ノ書式ニ
 從ヒ聖職信徒代議員ノ出席者及監督ノ多數ノ記名調印セ
 ル證明書ヲ監督會議長ニ差出スベシ

第十三條 監督會議ノ議長ハ成規ノ證明書ヲ受ケタル時之ヲ
 當選者ニ通告シ其承諾ヲ得タル上日本聖公會三名ノ監督
 ニ依リテ聖別式ヲ行フベシ

第十四條 監督ニ任ズルハ滿三十年以上ノ者タルベシ
 第十五條 教區會ハ監督ノ直轄スベキ大聖堂ヲ設置シ教區
 ノ共同の禮拜ノ用ニ供スルコトヲ得
 大聖堂ノ維持法職員及其權限任期ニ關スル法則ハ教區會
 議ニ於テ之ヲ定ム

附 則

第一 本章ノ實施及監督教區ノ設置ハ總會ノ議決ニヨル

第二 監督教區ノ設置ニ至ル迄法規第九章第一條ニ規定
 シタル地方部ヲ以テ監督ノ管轄區トス

第三 本章ノ規定ニ從ヒ聖別シタル監督ナキ地方部ニ於
 テハ日本聖公會ト連接セル聖公會ノ監督之ヲ管轄スル
 者トス

此場合ニ於テハ監督ハ法規第四章第九條ノ誓書貳通ヲ
 總會議長ニ差出シ議長ハ其一通ヲ當該地方部常置委員
 長ニ送致スベシ

第四 本章第十五條ノ規定ハ地方部ニ大聖堂ヲ設置スル
 場合ニモ之ヲ準用ス教區ノ成立ニヨリ該地方部ヲ二分
 スル場合又ハ全部ヲ教區トスル場合ニハ地方部大聖堂
 ノ存廢移動ニ付當該教區會及地方會ノ決定ヲ要ス

第二章 常置委員

第一條 各地方部ニ常置委員ヲ置キ毎定期地方會ニ於テ之
 ヲ選舉シ其人員ヲ長老三名聖職志願者及傳道師ニアラザ
 ル信徒三名トス(地方ノ都合ニヨリ各二名トスルコトヲ
 得)

長老ノ中一名ハ監督之ヲ指名ス
 第二條 常置委員ノ職務ハ左ノ如シ

第一 監督ヲ補佐スルコト

第二 法規ノ定ムル所並ニ總會地方會ノ決議ニヨリヲ生
 ズル事務ヲ處理スルコト

第三 地方會閉會中ハ監督ト共ニ地方部ヲ代表スルコト

第四 監督ノ關位又ハ不在ノ時ハ該地方部ノ事務ヲ處理
 シ監督ノ特權ニ關スルコトハ便宜他地方部ノ監督ニ其
 執行ヲ依頼スルコト

第三條 常置委員ハ互選ヲ以テ委員長及書記ヲ定ムベシ

第四條 常置委員會ノ決議ニシテ監督ト意見ヲ異ニスルト
 キハ諸監督ノ裁決ヲ乞フコトヲ得ベシ

第三章 聖職候補生

第一條 凡ソ聖職候補生タラントスル者ハ敬虔神ニ事ヘ誠
 意人ヲ愛シ牛涯身靈ヲ主ニ獻グルノ決心アルコトヲ要ス

第二條 聖職候補生タラントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス

第一 年齡滿十八年以上ノ者

第二 二年以上聖公會ニ在テ令聞アル受聖餐者タル者

第三 中學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力アル者

第三條 聖職候補生志願者ハ志願書ニ履歷書戶籍簿本健康
 診斷書並ニ所屬教會ノ長老及教會委員三分ノ二以上ノ記

名調印セル左ノ證明書ヲ添ヘテ監督及常置委員に各一通
ヲ差出スベシ

前項ノ證明者ヲ得ル能ハザル場合ニハ長老一名受聖餐者
六名ノ連署ヲ要ス

志願者ガ監督ノ認定シタル神學校ニ在學中ノ場合ニハ當
該校長及教授ノ連署ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ベシ

證明書

姓 名

右者日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ遵奉シ令開アル受聖
餐者ニシテ聖職候補生タルニ適當ノ資格ヲ備フル者ト
認定致候依テ此段證明候也

年 月 日

署 名

第四條 常置委員ハ志願者ノ資格及ビ健康ヲ審查シ適當ナ
ル者ト認ムルトキハ委員多數ノ連署ヲ以テ之ヲ監督ニ推
ス

薦ス可シ但不適當ト認メタル時ハ其理由ヲ監督ニ報告ス
ベシ

第五條 監督ハ常置委員ノ推薦ヲ受ケタル時第二條第三ノ
資格ヲ調査若クハ試験シ合格ト認ムルトキハ聖職候補生
タルコトヲ許可シ其姓名許可年月日證明書ニ連署シタル
長老ノ姓名ヲ聖職候補生名簿ニ記入シ同時ニ之ヲ本人ニ
通告スベシ

第六條 聖職候補生ハ神學校ニ入り若クハ監督ノ選任シタ
ル指導講師ニ就テ神學ヲ修ムベシ

エビスコボ

第七條 指導講師ハ毎年聖職候補生學業ノ進歩及道德信仰
ノ情態ヲ監督ニ報告スベシ

第四章 聖職試驗及任命

第一條 執事ノ按手ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス

第一 年齡滿二十一歳以上ノ者

第二 三年以上聖職候補生タル者

第三 一年以上傳道ニ從事シタル者

但第二第三ニ就テハ監督及常置委員合意ヲ以テ其期限
ヲ伸縮スルコトアルベシ

エビスコボ

第二條 執事ヲ志願スル者ハ志願書ニ長老二名(一名ハ牧
師)及所屬教會委員三分ノ二以上ノ連署シタル左ノ證明
書ヲ添ヘ監督及常置委員へ各一通ヲ差出スベシ

前項ノ證明者ヲ得ル能ハザル場合ニハ長老二名受聖餐者
六名ノ連署ヲ要ス

エビスコボ

證明書

姓名

姓 名 年齡

右ハ敬虔誠實ニシテ日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ遵奉
シ執事タルベキ適當ノ資格ヲ備フル者ト認定致候依テ
此段證明候也

年 月 日

署 名

宛 名

第三條 監督ハ第三章第四條ニ準ジタル推薦書ヲ受ケテ適
當ト認ムルトキハ試験委員ヲシテ左ノ科目ニヨリ口答及
筆答ノ試験ヲ行ハシムベシ

(一) 聖書大意 (二) 新舊約中特選セル二三書(可
成原語若クハ英語) (三) 日本聖公會祈禱書及其歴史

(四) 組織神學三信經大綱 (五) 教會歴史及教會政
治 (六) 教會學 (七) 基督教證據論 (八) 基督
教倫理 (九) 說教 (十) 論理學 (十一) 心理學

(十二) 社會學 (十三) 哲學史 (十四) 新約希臘
語

但監督ハ常置委員ノ同意ヲ得テ第六已下ノ科目ニ就テ
省略スル事ヲ得、又其他ノ科目ニ就テモ監督ニ於テ執
事試験合格者ト同等以上ノ學識ヲ有スル者ト認メタル
時ハ常置委員ノ同意ヲ得テ之ヲ省略スルコトヲ得ベシ

第四條 監督ハ試験終了ノ後合格者ト認ムルトキハ之ヲ本
人及常置委員ニ通告スベシ

エビスコボ

規法

第五條 試験合格者ニシテ二年以上招聘ノ契約書ヲ受ケタ

ル時監督ハ時日ヲ定メテ按手ヲ施スベシ

第六條 長老ノ按手ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス

第一 年齢満二十四歳以上ノ者

第二 一年以上執事ノ職ニ在ル者

但特別ノ理由アル者ハ監督常置委員合意ヲ以テ第二項

ノ期限ヲ短縮スルコトアルベシ

第七條 長老ヲ志願スル者ニハ本章第二條乃至第五條ヲ準

用ス

第八條 凡テ執事若クハ長老ノ職ニ任命セララルル者ハ按手

式ニ先テ左ノ誓書ニ記名調印シテ監督ニ差出スベシ

誓 書

我爾新約聖書ハ神ノ言ニシテ救拯ヲ得ルノ要道ヲ悉ク
載セタル者ト信ズ又謹テ日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ
遵奉スルコトヲ誓約ス

年 月 日 姓 名

第九條 日本聖公會ト連接スル聖公會監督ノ按手シタル聖

職ニシテ日本聖公會ニ在テ其職ヲ行ハント欲スル者ハ左

ノ誓書ヲ其屬ス可キ地方部ノ監督及常置委員ニ差出シ監督

ノ認可ヲ受クベシ

誓 書

我日本聖公會ノ法憲法規ニ服従スルコトヲ約ス

年 月 日 署 名

第十條 聖職ニシテ他地方部ニ轉任スル場合ニハ志願書ニ

前任地方監督ノ證明書ヲ添ヘテ轉任地方ノ監督ニ差出シ

其認可ヲ得ベシ

第五章 傳道師

第一條 傳道師ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス

第一 年齢満二十歳以上ノ者

第二 一年以上聖公會ニ在テ令聞アル受聖餐者タル者

但シ特別ノ理由アルトキハ監督常置委員同意ノ上右期

限ヲ短縮スルコトアルベシ

第三 聖書、祈禱書、信經、教會史、教會政治、證據論

ノ大意ニ通ズル者

第二條 志願者ハ志願書ニ履歴書并ニ所屬教會長老及委員

三分ノ二以上若クハ受聖餐者三名ノ連署セル證明書ヲ添

ヘ監督及常置委員ヘ各一通ヲ差出スベシ

第三條 常置委員ハ右ノ志願書ヲ受ケタル後第三章第四條

ノ手續ヲ準用スベシ

第四條 監督ハ常置委員ノ推薦ヲ受ケタルトキ志願者ノ資

格ヲ調査シ適當ト認ムルトキハ時日ヲ定メ認可式ヲ行フ

第五條 第六章第七條ノ手續ヲ經タル傳道師ハ假牧師タル

コトヲ得ベシ

第六條 第一條第三項所定ノ試験ヲ經ザルモノト雖監督ニ

於テ適當ナリト認ムルトキハ之ヲ傳道師補ニ任シ信徒ヲ

教訓シ未信徒ニ傳道スル認可ヲ與フルコトヲ得

第七條 傳道師、傳道師補ハ祈禱書ノ規定ニ從ヒ早晚禱、

嘆願、病者訪問式、埋葬式、洗禮志願式ヲ司ルコトヲ得

ベシ

第八條 傳道師、傳道師補ハ監督ノ定メタル長老ノ指揮ヲ

受ケ勤務ノ報告ヲ爲スベシ

第九條 婦人傳道師又ハ同傳道師補ヲ任用スル資格及手續

ハ第一條第二條第六條ノ例ニ準ズ

第十條 婦人傳道師、同傳道師補ハ監督ノ定メタル管理者

ノ指揮ヲ受ケ婦人小兒ノ間ニ勤務スベシ

第十一條 傳道師ニシテ他地方部ニ轉任スル場合ニハ法規

第四章第十條ヲ準用ス

第十二條 傳道師ヲ懲戒免職ニ處シタル時ハ監督ハ其姓名

ヲ各監督ニ通知スベシ

第六章 教會

第一條 教會ト稱スベキ會衆ハ左ノ資格ヲ要ス
 第一 定時公禱式ヲ行フ爲メ禮拜堂若クハ假會堂ヲ有スルコト
 第二 牧師ヲ有スルコト
 第三 現在受聖餐者二十名以上ヲ有スルコト
 第二條 教會ヲ組織セントスル會衆ハ其事實ヲ具シタル願書ニ通テ監督及常置委員ニ差出シ監督ノ認可ヲ受クベシ
 第三條 第一條ノ資格ヲ備ヘザル會衆ニシテ定期ノ禮拜ヲ爲サントスルモノハ監督ノ許可ヲ經テ准教會ト稱ス
 前項ノ准教會ニハ教會ニ關スル條規ヲ準用ス
 第四條 第一條又ハ第三條ニ該當セザル會衆ハ最寄教會ニ屬スルコトヲ要ス
 第五條 傳道又ハ禮拜ノ場所ヲ新設若クハ移轉セントスル場合ニハ監督ノ認可ヲ受クベシ

第六條 教會ニシテ第一條ノ資格ヲ缺キ容易ニ恢復シ能ハザル場合又ハ他ニ正當ノ理由アル時ハ監督ハ常置委員ノ協賛ヲ經テ前條ノ認可ヲ取消スコトアルベシ
 前項ノ取消ヲ受ケタル會衆ニハ第三條又ハ第四條ヲ適用ス
 第七條 教會ニ於テ牧師ヲ招聘セントスルトキハ教會委員先ヅ該教會受聖餐者ト協議ノ上候補者ヲ定メ推薦書ニ招聘契約書ヲ添ヘ常置委員ヲ經テ監督ニ差出シ其認可ヲ請フベシ
 第八條 禮拜堂ノ聖別ヲ要スル時ハ地所建物其他附屬物件ノ目錄ヲ製シ登記簿本若クハ公正證書ヲ以テ負債ナキコトト永ク日本聖公會ノ所有ニ屬スルコトヲ證明シ常置委員ヲ經テ監督ニ出願スベシ
 第九條 聖別スルコト能ハザル建物ヲ禮拜ノ用ニ供セントスル教會ハ前條ノ手續ヲ適用シテ禮拜堂ノ認可ヲ受ケルコトヲ得

第七章 牧師

第十條 禮拜堂ハ日本聖公會ノ制規ニ從ヒ全能ノ神ニ奉事スルノ外普通ノ用ニ供スルヲ得ズ、但シ附屬寮室ハ此限ニ非ズ
 第十一條 禮拜堂及敷地ハ監督及常置委員ノ許可アルニ非ザレバ所有權使用權ノ異動又ハ賃入書入ヲ爲スコトヲ得ズ
 第一條 教會ノ牧師ヲ長老トス長老ナキ教會ニ於テハ執事又ハ傳道師ヲ以テ假牧師ト爲シ監督ノ指定セル長老ノ管理ヲ受ケ牧師ノ職ヲ行ハシムルコトヲ得ベシ
 第二條 牧師ハ勉メテ其教會員ニ聖書日本聖公會祈禱書公會問答法憲法規ヲ教ヘ又主日聖日齋日ヲ守ルコトヲ勤ムベシ
 第三條 定時公禱ニハ日本聖公會祈禱書ヲ用フベシ
 監督ハ特殊ノ場合ニ於テ臨時祈禱ヲ制定シ其必要ノ存スルコトヲ得

ル間使用セシムルコトヲ得ベシ
 第四條 牧師ハ資格ナキ者ヲシテ公禱諸式ヲ執行セシムラズ
 資格アル者ノ臨席セザル時ニ受聖餐者ニ早晚禱嘆願ヲ執行セシムルハ此限ニアラズ
 第五條 牧師ハ其教會ニ備アル信徒教籍並ニ聖洗式、信徒按手式、受聖餐者、信徒、婚姻、埋葬、公禱及説教、教育、慈善等ニ關スル記録ヲ整理シ毎年一月監督ノ示定シタル報告ヲナスベシ
 第六條 信徒又ハ洗禮志願者ニシテ轉住スル者アル時牧師ハ左ノ照會狀ニ教籍ヲ添ヘ一ヶ月以内ニ轉住地又ハ其附近教會ノ牧師ニ送達スベシ、但シ一時寄留ノ場合ニハ(書式)
 右ハ當教會ノ信徒「洗禮志願者」ニ有之候處今般

姓 名

番地ニ轉住致候ニ付テハ貴教會諸兄弟ノ御親愛ト殊ニ牧師ノ御教導ニ委ネ度候間(入籍方)可然御取計被成下度候也

年月日

牧師 委員總代

第七條 轉會狀ヲ受理シタル教會ノ牧師ハ一週間以內ニ入籍手續ヲ了シ左ノ通知書ヲ出スベシ

姓名

去何月何日附テ以テ御送達ニ相成候右教籍並ニ轉會狀正ニ領收仕リ候何月何日入籍手續ヲ了シ候間此段及御通知候也

年月日

牧師 委員總代

第八章 教會委員

第一條 教會ノ受聖餐者ハ毎年十二月傳道師又ハ傳道師補ニ非ザル丁年男受聖餐者中ヨリ翌年度委員三名乃至五名ヲ選舉スベシ

新ニ教會ヲ組織スルトキハ臨時選舉ヲ行ヒ團員ヲ生ジタル時ハ少クモ二週間內ニ補開選舉ヲ行フベシ

男受聖餐者ヲ以テ委員ヲ組織スル能ハザル場合ニハ監督ノ指揮ヲ請フベシ

第二條 牧師ハ選舉長トシテ委員ト共ニ事務ヲ管理シ當選者ノ姓名ヲ教會ニ揭示シ且翌年一月十五日迄ニ監督並ニ常置委員ニ報告スベシ

第三條 教會委員會ハ牧師並ニ教會委員ヲ以テ組織シ少クモ毎月一回開會スベシ

第四條 委員會ハ牧師之ヲ召集シ教會ノ會計庶務其他平安進歩ニ關スル事項ヲ協議ス

第五條 牧師ハ職務上委員會ノ議長タルベシ但牧師副席スルトキハ委員中ニテ議長ヲ互選スベシ

第六條 執事又ハ傳道師ノ假ニ司牧スル教會委員會ニ管理長老ノ出席スルトキハ長老自ラ議長トナルベシ

第七條 教會委員ハ信徒ヲ代表シ法規ノ規定總會及地方會ノ決議ニ基キタル事項及委員會ノ決議セル左ノ職務ヲ行フ

- 一 會計及庶務
- 二 教會所屬ノ書類及器物ノ保管
- 三 建物ノ營繕修理及維持ニ關スル事務
- 四 牧師ノ推薦

第九章 地方會

第一條 日本聖公會ハ全國ヲ分テ左ノ七地方部トシ各地方部ニ地方會ヲ開ク

北東京地方部 南東京地方部 中部地方部 京都地方部

大阪地方部 九州地方部 北海道地方部

第二條 地方會ハ地方部内ノ聖職假牧師タル傳道師及信徒代議員ヲ以テ組織ス

第三條 聖職又ハ假牧師タル傳道師ハ職務上議員トシテ地方會ニ列ス

第四條 信徒代議員ハ地方部内各教會ニ於テ受聖餐者ノ投票ヲ以テ傳道師又ハ傳道師補ニ非ザル丁年男受聖餐者中ヨリ選舉スル者トス選出ノ定員ハ左ノ如シ

- 一 受聖餐者二十名以上ノ教會一名
 - 一 同 六十名以上ノ教會二名
- 但數個所ノ准教會聯合シテ受聖餐者二十名以上ノ員數ヲ得ルトキハ一名ノ代議員ヲ出スコトヲ得ベシ

第五條 地方會ハ毎年一回監督之ヲ召集ス

第六條 地方會議長ハ該地方部監督トス

監督出席スル時ハ地方會ニ於テ長老ノ中ヨリ議長ヲ選舉スベシ

第七條 地方會ハ定期會ニ於テ次回地方會ノ書記會計各二名ヲ選舉ス書記會計ハ次回地方會ノ召集ヲ告示サレタル時ヨリ其事務ヲ開始スルモノトス

第八條 地方會ニ於テハ聖職信徒可否ノ決ヲ共ニスルモノトス

聖職二名若クハ信徒二名ノ請求アルトキハ之ヲ別ニスルコトヲ得

第九條 地方會ノ職務及權限ハ左ノ如シ

- 一 地方部内教會ノ平安進歩ニ關スル諸事
- 二 日本聖公會傳道局支部教會資金局ノ設置及管理
- 三 當置委員其他諸委員ノ選舉
- 四 地方會細則議定
- 五 總會代議員ノ選舉

附則

一 聖職代議員ハ各地方部五名トシ地方會出席ノ聖職之ヲ選舉ス

二 信徒代議員ハ聖職代議員ト同數トシ部内教會ヨリ選出セル候補者中ヨリ地方會出席ノ信徒代議員之ヲ選舉ス

第十條 各地方部ハ便宜ニ從ヒテ若干ノ傳道區ニ分ツコトヲ得ベシ

傳道區ニハ監督ノ指名ニヨリ傳道管理長老一名ヲ置ク傳道區會ハ隨意ニ開クコトヲ得ベシ

第十章 結婚

第一條 結婚セントスル者ハ豫メ其意ヲ牧師ニ通告シテ新舊規定ノ預告ヲ請フベシ若シ當事者ノ一名(又ハ双方共ニ)屬セザル教會ニ於テ式ヲ舉ゲント欲スル時ハ其結婚ニ故障ナキ證明書ヲ各自己ノ牧師ヨリ受ケテ司式聖職ニ差出スベシ

但監督又ハ監督ヨリ委任サレタル者ノ許可アルトキハ此限ニアラズ

第二條 當事者ハ三日以前ニ國法ニ從ヒ結婚届書ヲ調製シ之ヲ司式聖職ニ差出スベシ

但既ニ届出ナリタル者ハ且籍謄本ヲ差出スベシ

第三條 聖職ハ式後直ニ結婚簿ニ當事者ノ原籍住所年齢籍父母ノ姓名執行場所及ビ年月日ヲ記入シ當事者並ニ二名ノ立合人ヲシテ署名セシメ自ラ之ニ記名調印シ其謄本ヲ當事者ニ交付スベシ

第四條 當事者ハ式後速ニ結婚届書ヲ月籍吏ニ差出シ其旨司式聖職ニ通報スベシ

(本章第五條已下未定)

第十一章 懲戒

第一節 監督懲戒

第一條 監督ハ左ノ諸項ニ對シ告訴セラルベシ

一 犯罪并ニ不道德ノ行爲

二 日本聖公會ノ教理ニ背キタル言行

三 日本聖公會ノ注憲法規ニ違犯シタル行爲

四 按手式ノ誓約ヲ破ル事

第二條 前條ノ告訴ニハ聖職又ハ丁年受聖餐者七名以上ノ連署シタル親展書ヲ用フベシ其内三名以上ハ被告監督ノ教區ニ屬スル長老タルベシ

第三條 告訴狀ハ總會議長ニ提出スベシ

議長自ラ原告若クハ被告ナルカ又ハ被告監督ニ血族姻族ノ關係アル場合ニハ在職監督中以上ノ關係ナキ先任監督ニ提出スベシ

第四條 告訴狀ヲ受理シタル監督ハ審判長トナリ原告被告ニアラザル在職諸監督ヲシテ被告教區ニ屬セザル長老中ヨリ七名ノ豫審委員ヲ選舉セシムベシ

第五條 審判長ハ時日ヲ定メ被告ノ教區内ニ豫審事務所ヲ設ケ豫審委員會ヲ召集シ各委員ニ告訴狀ノ謄本一通ヲ交

付シ被告ニ其旨ヲ通知スベシ

但シ豫審委員會ハ五名ヲ定數トス

第六條 豫審委員ハ互選テ以テ委員長及ビ書記二名ヲ定ム

第七條 豫審委員會ハ秘密會トシ原告ノ提供スル證據ヲ調査シ被告ヲ審判ニ付スベキ十分ノ理由アリヤ否ヤヲ決定スベシ出席委員ノ多數ニシテ被告ヲ審判ニ付スベキ理由アリト認ムルトキハ該委員ノ記名調印シタル親展書ヲ調製シ直チニ之ヲ審判長ニ提出シ審判長ハ其臆本ヲ被告監督ニ送達スベシ

第八條 出席員ノ多數ニシテ被告ヲ審判ニ付スベキ理由ナシト認ムルトキハ該委員ハ其旨ヲ記載セル證明書ヲ調製シ之ヲ審判長ニ提出スベシ審判長ハ直ニ其旨ヲ原被告兩告ニ通知スベシ而シテ更ニ證據トナルベキ新事實生シタルニヨリ審判長ハ之ヲ再審スベキ必要アリト認ムルニ非ザレバ該告訴ニ關シテハ何等ノ處置ヲモ執ルコトヲ得ズ

第九條 審判長ハ豫審委員會ヨリ第七條ノ親展書ヲ受理シタルトキ日時及ビ場所ヲ定メ被告ト血族姻族ノ關係ナキ在職監督ヲ招集シ審判廷ヲ構成シ同時ニ原被告兩告ヲ召喚スベシ

第十條 被告ニシテ審判廷ノ正當ト認ムル理由ナクシテ出廷スル事ヲ慮リ或ハ拒ムトキハ該審判廷ハ缺席ノ儘審判ヲナスベシ

第十一條 審判廷ハ原被告兩告及ビ證人ノ陳述ヲ聞取リタル後一切ノ調查ヲ作リ之ヲ讀ミ聞カセ捺印セシメ原被告兩告及ビ證人ヲ退廷セシメ被告ノ有罪無罪ヲ判別スベシ

第十二條 審判廷ニ於テ被告ヲ有罪ト認メタル時ハ判決文ヲ作製シ審判長ノ記名調印ヲ了シ其臆本ヲ被告ニ交付シ抗辯ノ機會ヲ與フベシ抗辯ノ期間ハ二週間トス期限内ニ抗辯ナキ時ハ該判決ヲ以テ最後ノ宣告トス

第十三條 前條ノ抗辯アル場合ニハ審判長ハ更ニ審判廷ヲ開キ審判ノ上更ニ判決文ヲ作製シ審判長ノ記名調印ヲ了

シ其臆本ヲ被告ニ交付スベシ

被告ハ之ニ對シテ抗告スルコトヲ得ズ

第十四條 有罪者ニ下ス宣告ハ譴責、停職、免職ノ三種トス

第十五條 審判廷ニ於テ停職又ハ免職ノ宣告ヲ下ス時ハ日本聖公會ニ連接スル諸監督及ビ被告監督ノ教區ニ屬スル聖職及教會ニ其旨ヲ通知スベシ

第十六條 教區ナ有セザル監督ニ對スル告訴ハ該監督ノ住居スル教區ノ監督ト同一ノ手續ニ依ルモノトス

第十七條 監督ニ停職ノ宣告ヲ下ストキハ該宣告文ニ其停職ノ期間ト其復職後ニ關スル條件トヲ明記スベシ

第十八條 監督ニ免職ノ宣告ヲ下ストキハ全ク聖職タル職位ヲ剝奪スルモノトス

第二節 長老 執事 懲戒
第十九條 長老 執事 ハ左ノ諸項ニ對シテ監督ニ告訴セラルベシ

一 犯罪并ニ不道德ノ行爲

二 日本聖公會ノ教理ニ背キタル言行

三 日本聖公會ノ法憲法規ニ違犯シタル行爲

四 按手式ノ誓約ヲ破ル事
第二十條 前條ノ告訴ニハ丁年受聖餐者三名長老二名以上ノ連署シタル親展書ヲ用フベシ

第二十一條 聖職審判廷ノ構成ハ左ノ規定ニヨルモノトス

一 監督ハ指名ヲ以テ長老二名ヲ豫審委員トシ告訴ノ性質及理由等ヲ審查シ之ヲ報告セシム

二 監督ハ豫審委員ノ報告ヲ檢閲シ告訴ヲ受理スベキ理由アリト認ムルトキハ日本聖公會ノ長老ニシテ原被告兩告ト血族姻族ノ關係ナク又執レノ黨與ニモアラザル者

五名ヲ豫選シ之ヲ被告ニ通知スベシ

三 被告ハ通知ヲ受テヨリ一週間已内ニ豫選者中二名ヲ忌避スルコトヲ得

四 監督ハ忌避セラレザル長老中ヨリ審判委員三名ヲ任命シ内一名ヲ委員長トシテ審判廷ヲ構成セシム

五 審判委員ノ補缺ヲ要スル場合ノ生シタルトキハ監督
ハ補缺人員ニ倍スル多數ノ長老ヲ豫選シ本條第二第三
第四項ノ規定ニ從テ任命スベシ

第二十二條 審判廷ノ構成ヲ了シタルトキハ監督ハ委員長
及委員ノ氏名ヲ原被兩告ニ通知スベシ

第二十三條 委員長ハ委員ト合議ノ上第一回審判ノ時日及
場所ヲ定メ開廷ニ週間前ニ之ヲ原被兩告ニ通知シ同時ニ
告訴狀ノ謄本一通ヲ被告ニ送達スベシ

第二十四條 被告ニシテ第一回審判前ニ服罪ヲ表シ監督ニ
自白スルトキハ監督ハ豫審委員ニ諮問シテ直ニ宣告ヲ下
シ審判廷ヲ解散スベシ

第二十五條 第二回已後ノ審判時日會場ハ委員會之ヲ定ム
本條ニ關スル通知ハ三日以前ニ於テスベシ毎日引續キ開
廷スルトキハ此限ニアラズ

第二十六條 審判委員長ハ事實及證據取調及原被對審ヲ了
シ双方ニ申立ルコトナキニ至リテ一切ノ調査ヲ作り之ヲ

原被兩告ニ讀聞セ末尾ニ記名捺印セシメ且自ラ委員ト共
ニ記名調印シテ之ヲ監督ニ差出シ且之ニ對シテ下スベキ
宣告ヲ記シ理由ヲ附シテ報告スベシ

第二十七條 前條ノ調査讀聞ノ際原告又ハ被告ハ一部ノ訂
正ヲ申立ルコトヲ得ベシ

訂正ノ許否ハ審判委員會ノ定ムルモノトス委員長ハ許否
ニ拘ラズ訂正申立ノ件ハ一々監督ニ報告スベシ

第二十八條 監督ハ調査及報告書ヲ檢閲シ一週間内ニ宣告
ヲ下スベシ此宣告ハ審判委員會ノ申請セル宣告ヨリ重ク
スルコトヲ得ズ

第二十九條 原告又ハ被告ニシテ監督ノ宣告ニ不服ナルト
キハ之ヲ監督會ニ上告シ其判決ヲ乞フコトヲ得

監督會ノ判決ハ最高判決トス

監督會審判ノ細則ハ監督會議ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 有罪者ニ下スベキ宣告ハ譴責、停職、及免職ノ
三種トス

第三十一條 監督ニシテ正當ノ理由アリト認ムルトキハ第
二十條ノ告訴ヲ待ズ直ニ豫審委員ヲシテ事實ヲ調査セシ
メ第二十一條已下ノ手續ヲ執行スルコトヲ得

第三十二條 聖職ニシテ辭職ヲ申出ルモノアルトキハ監督
ハ長老二名以上ノ陪席ヲ求メ辭任ヲ聽許シ日本聖公會聖
職名簿ヨリ除名シ理由ヲ附記シ之ヲ各監督ニ通知スベシ

第三十三條 前條ノ辭職ニシテ滿五年ヲ經過シタル後復職
ヲ志願スル時ハ其辭職ヲ聽許シタル監督又ハ其後任者ニ
復職ノ申請ヲナスベシ

前項ノ申請ヲ受ケタル監督ハ其教區ニ隣接スルニ教區ノ
監督ト共ニ申請ノ理由ヲ證議シタル後復職ヲ許可シタル
トキ之ヲ其聖職名簿ニ登錄シ各監督ニ通知スベシ

第三節 信徒懲戒

第三十四條 信徒ニシテ罪惡ヲ行ヒ若クハキリストノ道ヲ
拒ム者アルトキハ長老ハ假ニ其陪審ヲ禁シ二週間以内ニ
其事情及意見ヲ監督ニ具申スベシ

第三十五條 監督ニシテ長老ノ申請ニヨリ調査シタル上陪
審禁止又ハ退會ヲ命ズベキ者ト裁定シタルトキハ先ヅ被
告ノ望ニ任セ口頭若クハ書面ヲ以テ自ラ辯護スル時機ヲ
與フベシ

第三十六條 陪審ヲ禁ズルトキ監督ハ宣告文ヲ長老ニ下付
シ長老ハ信徒二人以上ノ前ニ於テ之ヲ讀聞スベシ

退會ヲ命ズルトキハ監督ハ長老ヲシテ其宣告文ヲ公禱ノ
席ニ於テ朗讀セシムベシ

第三十七條 陪審禁止又ハ退會ヲ命セラレタルモノニシテ
悔改ノ實ヲ表シ復會又ハ復會ヲ願出ルトキハ長老ハ其事
實及意見ヲ具シテ監督ニ申出テ其裁可ヲ請フベシ痛悔者
ニシテ死ニ臨ミタル場合ハ長老ハ監督ノ指揮ヲ待ズシテ
聖餐ヲ施スコトヲ得

復會又ハ復會ノ手續ハ第三十六條ノ例ニ準ズ

第十二章 祈禱書及大綱

- 第一條 總會ニ於テ公認シタル祈禱書及大綱ヲ正本トシ總會ノ選舉シタル三名ノ正本保管委員ニ託シテ之ヲ管理セシム
- 第二條 前條ノ正本ヲ標準トシテ印刷シタル祈禱書及大綱ハ其出版以前ニ之ヲ正本保管委員ニ差出シ檢閲濟ノ證明ヲ請フニアラザレバ日本聖公會ノ公認シタル祈禱書及大綱トシテ使用スルコトヲ得ズ
- 第三條 正本保管委員ハ正本ヲ保管シ其正確ヲ保護スルコトヲ務ムルモノトス
- 第四條 正本保管委員ハ祈禱書等ノ版權ヲ所有シ其書ノ全部又ハ幾部ノ出版ヲ許スルノ權ヲ有ス

第十三章 會計検査委員

- 第一條 會計検査委員ハ三名乃至五名トシ定期總會ニ於テ

總會議長之ヲ指名ス

- 但シ教務院各局長理事ノ中ヨリ之ヲ選任セズ
- 第二條 會計検査委員ハ毎年四月一日ヨリ同十五日迄ノ間ニ於テ法規及ビ總會ノ決議ニ依ル總テノ會計事務ヲ検査スルモノトス
- 但シ委員ノ必要ト認メタル時ハ總會議長ノ許可ヲ得テ臨時其検査ヲナスコトヲ得
- 第三條 會計検査ハ各會計ノ收支ノ豫算ト照合シ出納ヲ精査シ當該會計ニ承認ヲ與フベシ
- 第四條 總會ニ報告スル各種ノ會計報告ハ總テ會計検査委員ノ検査ヲ經タルモノタルベシ

第十四章 通則

- 第一條 凡ソ會議ハ正當ニ召集シタル代議員又ハ委員ノ過半数ヲ得ルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ
- 確定議ニ於テハ必ず出席者過半数ノ同意ヲ得ルヲ要ス

- 第二條 凡テ法規ニ於テ受聖餐者ト稱スル者ハ一年一回以上聖餐ニ陪シタル者ヲ云フ
- 第三條 年度ハ一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル
- 第四條 總會地方會ノ代議員ハ次回定期總會マデ其資格ヲ繼續スルモノトス但シ他ノ地方部ニ轉籍シタルトキハ其資格ヲ失フモノトス

第五條 日本聖公會諸委員及代議員ノ補闕ハ左ノ規定ニヨル

- 一 總會ニ於テ選任シタル委員ノ補闕ハ當該委員ニ於テ補闕員ヲ選舉シ總會議長ノ承諾ヲ請フベシ
- 二 地方會ニテ選任シタル諸委員ノ補闕ハ當該委員ニ於テ補闕員ヲ選舉シ地方會議長ノ承諾ヲ請フベシ
- 三 代議員教會委員等ノ補闕ハ補充員ヲ豫選シタル場合ノ外新ニ各選舉手續ニヨルベシ

附 錄

○各地方部區劃

- 一、北東京地方部 東京府ノ一部、埼玉縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、福島縣、宮城縣、巖手縣、青森縣、秋田縣、山形縣。
 - 二、南東京地方部 東京府ノ一部、千葉縣、神奈川縣、靜岡縣、山梨縣。
 - 三、中部地方部 愛知縣、岐阜縣、長野縣、新潟縣。
 - 四、京都地方部 京都府、大阪府ノ一部、奈良縣、和歌山縣、三重縣、滋賀縣、福井縣、石川縣、富山縣。
 - 五、大阪地方部 大阪府ノ一部、兵庫縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣。
 - 六、九州地方部 福岡縣、大分縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣。
 - 七、北海道地方部 北海道、樺太。
- 但シ東京市及大阪市ニ接續セル郡ハ市内ニ準シ地方部ノ區域ヲ設ケズ

年月日 何々會衆代表者 何 某
(受聖餐者三名以上連署)
 監督宛 同 管理長老 何 某

書式第七號

傳道地及禮拜場開設願

- 一 所在地
 - 一 最近教會者ハ傳道地ヘノ距離
 - 一 布教擔當者 (聖職、傳道師姓名)
 - 一 何々教會所屬若ハ特設
- 右肩書之通今般傳道開始致シ度ニ付(別紙ノ通り最寄教會ノ承諾書相添ヘ)此段願上候也
- 年月日 長老 何 某
- 監督宛

牧師推薦書進達願

長老(又ハ執事) 何 某
(傳道師)
 右者當教會受聖餐者協議ノ上當教會ノ牧師(又ハ假牧師)ニ推薦致候間御詮議ノ上別紙推薦書及招聘契約書監督ヘ御進達相成度此段相願候也

年月日 教會 教會委員 何 某
(各員連署)
 常置委員宛

書式第九號

牧師推薦書

長老(又ハ執事) 何 某
(傳道師)
 右者當教會受聖餐者協議ノ上當教會ノ牧師(又ハ假牧師)ニ推薦致候間御認可相成度此段相願候也

年月日 教會 教會委員 何 某
(各員連署)
 監督宛

書式第八號

書式第十號

招聘契約書

(招聘ノ年限アル場合はハ牧師トシテ)
(テ)トニ(向テ)ト加入スベシ
 長老(又ハ執事) 何 某
(傳道師)
 右者今般當教會ニ於テ牧師(又ハ假牧師)トシテ招聘致候ニ付テハ俸給月額金何圓ニ對シ毎月其全額(又ハ金何圓)ヲ教會資金局ニ出金可致候尤モ金額ノ儀ハ教會資金局ノ意見ト當教會ノ都合トニ從ヒ漸次増加可致候仍テ契約書如件

年月日 何教會 教會委員 何 某
(各員連署)
 監督宛

年月日 教會委員總代 何 某
 牧師(又ハ執事) 何 某
(傳道師)
(建物ノ所有者ヲ指シテ)
(ハ該所有者ノ連署ヲ要ス)
 常置委員宛

法規第六章第九條ニヨリ禮拜堂ノ開テテ安ケントスル場合ニハ本誓式並ニ次ノ誓式ヲ準用ス

書式第十二號

禮拜堂聖別願

一、何々(建物ノ種類) 所在地
 右禮拜堂トシテ設備致シ候ニ付聖別式御舉行相成度法規第六章第八條ニヨリ別紙書類相添此段相願候也

年月日 教會 教會委員總代 何 某
 牧師(又ハ執事) 何 某
(建物ノ所有者ヲ指シテ)
(ハ該所有者ノ連署ヲ要ス)
 監督宛

書式第十一號

禮拜堂聖別願書進達願

一、何々(建物ノ種類) 所在地
 右禮拜堂トシテ設備致シ聖別式舉行相願候ニ付テハ御詮議ノ上別紙願書及書類監督ヘ御進達相成度此段相願候也

何教會

書式第十三號

教會委員當選屆

住所

何 (各員連署) 某

右者法規第八章第一條ニヨリ教會委員ニ當選致シ候間此段及御届候也

何教會

年月日

牧師(又ハ管理長老)

何 某

監督宛

各通

常置委員宛

書式第十四號

教會委員補缺屆

住所

何 某

右ハ今般教會委員何某何々ニヨリテ辭職(又ハ就眠等)致候ニ付テハ其補缺トシテ法規第八章第一條第二項ニヨリ教會委員ニ當選致候間此段及御届候也

何教會

年月日

牧師(又ハ管理長老)

何 某

書式第十五號

監督宛 各通

地方會信徒代議員當選屆

住所

何教會(又ハ何々……聯合)

受聖餐者何名ノ選出

何

年月日

牧師(又ハ管理長老)

何 某

地方會議長宛

書式第十六號

地方會信徒代議員證明書

何教會(又ハ何々……聯合)

受聖餐者何名ノ選出

何

右地方會代議員タル事ヲ證明候也

何教會(又ハ何々……聯合)

何 某

年月日 牧師(又ハ管理長老) 何 某

書式第十七號

總會代議員當選屆

何地方部選出

住所

聖職代議員

何 某

住所

信徒代議員

何 某

右日本聖公會第何總會代議員ニ當選致候間此段及御届候也

年月日

何地方會書記

何 某

總會議長宛

常置委員ノ職任又ハ資格ヲ失シタルニヨリ之ヲ改選シ又ハ補選シタル補充員ヲ以テ之ニ代
ニル場合ニハ更ニ其理由ヲ具シタル新當選者ノ當選者ヲ選出スベキモノトス

書式第十八號

總會代議員證明書

何地方部選出

年月日 聖職(信徒)代議員 何 某

右日本聖公會第何總會代議員タルコトヲ證明候也

年月日 何地方會書記 何 某

同 何 某

總會議長宛

本證明書ハ便宜上代議員ノ各員或ハ其一部ヲ連名トナスモ差支ナシ

結婚豫告濟證明書

本籍 現住所

何教會信徒 何 某

右者何教會信徒何某ト結婚セントスルニ付テハ當教會ニ於テ規定ノ豫告ヲ致候處何等ノ故障ヲモ申立ツル者無之候此段證明候也

年月日 何教會 何 某

牧師(管理長老) 何 某

司式聖職宛

諸決議

日本聖公會總會及日本聖公會教務院(舊教務局)ニ於テ決議セシモノニシテ全般ニ行ハル、モノ、概要

●禮拜用服裝ノ件(第四總會決議)

現今使用スル白衣(サーブリス)ヲ日本聖公會禮服ト定ム

●聖書主日案(第七總會決議)

降臨節第二主日ヲ聖書主日トシ之ガ爲ニ説教シ當日ノ信誼

ヲ聖書會社ヘ寄附スルコトヲ獎勵スルコト

●祈禱書ノ一部印刷ノ件(第七總會決議)

祈禱書ノ一部ヲ印刷セントスルモノハ豫メ祈禱書ニ關スル各委員ノ許可ヲ受クベシ

●傳道開始ニ於テノ注意(第七總會決議)

第七總會ハ日本聖公會所屬ノ教會又ハ講義所ノ既ニ存在ス

ル市町村内ニ於テ新タニ傳道ヲ開始セントスル傳道會社又ハ教會ガ其開始前豫メ監督常置委員及ビ傳道ヲ開始セントスル場所ニ最モ近キ教會ノ承諾ヲ得ルヲ至當ノ行爲ナリト認定ス

●神學生候補者ノ件(第八總會決議)

凡テ神學候補者ハ少クモ廿五歳以上ノ者ニ非レバ程度低キ

神學校又傳道學校ニ入ラシメザランコトヲ希望ス

●聖書使用法ノ件(第八總會決議)

聖公會規定ノ聖書(詩篇及ビ改譯使徒書福音書ノ如キ)ト普通聖書トヲ朗讀スルハ司會者ノ隨意トスルコト

●朝鮮聖公會ニ對スル決議中ノ三項四項(第十總會決議)

三、右(將來朝鮮聖公會ガ組織主日本聖公會ノ一部トナル交涉)ノ決定ヲ得ル前ニ日本聖公會員ニシテ朝鮮ニ

赴ク者アルトキハ、日本聖公會ノ祈禱書ヲ用ヒ且其法規上ノ訓誡ニ服從セシムル條件ヲ以テ朝鮮監督ノ直接

支配ニ屬セシムルコト

四、本總會ハ朝鮮ニ赴ク日本聖公會員ガ全力ヲ盡シ外部ニ於テモ精神ニ於テモ朝鮮人聖公會員ト一致和合セシ

コトヲ熱望ス

●休職傳道師ノ資格ニ關スル件(同前)

傳道師ニシテ休職又ハ非職ト稱スルモ傳道師タル間ハ法規上ノ資格ニ異動ヲ生ズルモノニ非ズ

●教會一致ニ關スル決議(同前)

日本聖公會ハ基督教諸教派ノ合同一致ヲ熱心ニ希望シ左ノ條項ヲ一致ノ基礎トセンコトヲ提言ス

(一) 新舊兩約書ハ教條ニ必要ナル總テノ事ヲ含有シ且信仰ヲ定ムル究竟ノ標準規矩ナリト信ズ

(二) 使徒信經ハバプテスマヲ授ケル標準ニシテニケア

信經ハ基督教信徒ノ信仰ヲ完全ニ表示シタルモノト認

ム

(三) キリスト親ヲ制定シ給ヒシ二個ノ聖奠即チバプ

テスマト主ノ聖餐ヲキリストノ用ヒ給ヒシ言語ト物質

トヲ用ヒテ之ヲ行フ

(四) 歴史上繼續セル監督ヲ承認シ其統轄ノ方法ハ地方ノ便ニ應ジテ之ヲ執行ス

●日本聖公會教務院規定(第十二總會改正)

第一條 本院ハ總會閉會中日本聖公會ヲ代表シ總會ノ決議ニ依リテ生ズル日本聖公會ノ事務一切ヲ處理スル機關ト

ス

第二條 本院ニ總務、傳道、教育、財務、文書ノ五局ヲ置ク

第三條 總務局ハ庶務統計及他ノ各局ニ屬セザル事務ノ處

理、傳道局ハ内外傳道ノ經營、教育局ハ教育ニ關スル事

項ノ調査及處理、財務局ハ會計ニ關スル事務ノ取扱及掌

理、文書局ハ文書ノ保管著作及出版ノ事務ノ取扱ニ任ズ

第四條 本院ニ總裁及副總裁ヲ置ク、總裁ハ監督ノ互選ト

シ他ノ諸監督ヲ副總裁トス、總裁副總裁ノ下ニ總會ノ選

舉シタル院長ヲ置ク、院長ハ各局ノ事務ヲ統轄ス

第五條 本院各局ニ局長一名理事二名乃至四名ヲ置ク、局

長及理事ハ總會ニ於テ選舉ス
 第六條 本院ハ第八條ノ常議員會ニ於テ主事一名ヲ選任シ院長ハ書記若干名ヲ置クコトヲ得
 主事ハ本院ノ決議ヲ處理シ各局ノ事務ヲ掌執シ且ツ本院總會及常議員會ノ議事ニ加ハリテ提議發言スルコトヲ得ルモノトス、但シ決議ニ加ハルコトナシ
 第七條 本院總會ハ總裁副總裁院長各局長理事及各地方部常置委員會代表者聖職信徒各一名ヲ以テ組織ス但可否ノ採決ハ法憲第八條ニ準ズ
 第八條 本院常議員會ハ院長各局長ヲ以テ組織ス、其決議ハ總裁及副總裁一名ノ准許ヲ得テ之ヲ實行スルモノトス但總裁副總裁ハ隨意出席シテ議事ニ加ハルコトヲ得
 第九條 本院總會ハ總裁及院長ノ必要ト認メタルトキ又ハ二地方部以上ノ請求ニ依リテ之ヲ開ク
 第十條 本院常議員會ハ院長之ヲ召集ス、總裁又ハ局員會ノ請求アル場合臨時會ヲ開クコトヲ得

常議員會ハ本院全般ノ事務、各局關聯ノ事務及ヒ緊急ノ事件ヲ議ス
 但シ其決議ハ之ヲ本院總會議員ニ通告スルモノトス
 第十一條 本院ハ日本聖公會ノ定期總會ニ各局ニ關スル豫算案ヲ提出シテ其協賛ヲ求ムベシ
 第十二條 院長局長主事ハ日本聖公會總會ニ出席シ番外トシテ議案ノ説明又ハ發言ヲナス事ヲ得
 第十三條 本院ハ其決議及成績ノ概要ヲ日本聖公會定期總會ニ報告スベシ
 第十四條 本院ニ關スル細則及各局ニ關スル規定ハ本院總會ニ於テ之ヲ定ム
 ●日本聖公會教務院細則(教務院第一回總會決議)
 第一章 總則
 第一條 本院規定第一條ニ基キ本院ハ左ノ職權ヲ執行ス
 一、日本聖公會ト連接スル他ノ聖公會又ハ其他ノ宗教團

體或ハ政府トノ交渉及ビ其他必要ノ場合ニ於テ日本聖公會ヲ代表スルコト
 二、日本聖公會ノ教務財政及經營ニ關スル設計又ハ審査ヲナスコト
 三、日本聖公會法規ノ定ムルトコロ並ニ總會ノ決議ニヨル事務ノ執行ヲ管理スルコト
 四、日本聖公會法規及總會ノ決議ヲ實施スルニ必要ナル規定又ハ手續ヲ設クルコト
 五、日本聖公會法憲法規及總會ノ決議ニ關シ生ジタル疑議ニ對シ解釋ヲナスコト
 六、緊急ノ事件ヲ決議實行スルコト
 但シ其決議事項ハ次回日本聖公會總會ニ報告シテ其承諾ヲ求ムルコトヲ要ス
 第二條 總裁不在又ハ其他ノ理由ニヨリ其事務ヲ執ル事能ハザル場合、院長ハ副總裁ニ乞フテ其互選ニ依リ代理總裁ヲ舉グ

第三條 本院ノ所管ニ屬スル日本聖公會ノ公金ハ二人以上ノ名義ヲ以テ銀行預金トナシ或ハ他ノ確實ナル方法ヲ以テ保管ス
 第四條 前條ノ手續ヲナス場合ハ總裁及院長ノ承諾ヲ經テ之ヲ行フモノトス
 第五條 本院ノ豫算案ハ財務局ヲシテ各局ヨリ提出スル經費豫算ニ基キテ之ヲ編成セシメ常議員會ヲ經テ總會ニ提出ス
 第六條 臨時諸官省ニ出頭スル場合又ハ出願届出ヲナス場合ニハ院長又ハ院長ノ指名シタル者之ニ任ズ
 第七條 本院主事ハ本院總會及常議員會ノ決議ヲ處理シ且ツ依リテ各局ノ事務ヲ取扱フ、書記ハ命令ヲ受ケテ其庶務ヲ取扱フ
 第二章 本院總會
 第八條 本院總會召集ノ場合ニハ總務局ニ於テ其一切ノ事務ヲ取扱フ

第九條 本院總會開會ノ通知ハ少クトモ開會前四十日ヲル

第十條 議員ハ開會十日日前ニ出席ノ有無ヲ届出ヅベシ

第十一條 議案ハ開會前三十日迄ニ總務局ニ提出シ總務局ハ豫メ之ヲ議員ニ配布ス

第十二條 本院總會ハ在任地ノ監督及常置委員代表者各二分ノ一以上ノ出席アルニ非ザレバ成立スル事ヲ得ズ

第十三條 本院總會ノ議長ヲ總裁トス

第十四條 本院總會ノ書記ハ主事之ニ任ズ

第十五條 常議員會召集ノ場合ニハ本則第八條乃至第十一條ヲ準用ス

第十六條 常議員會ノ議長ヲ院長トス

第十七條 主事書記ハ本會議ニ出席ス主事ハ番外トシテ說明又ハ發言スルコトヲ得

第十八條 本會議ノ職務ハ左ノ如シ

一、各局關聯ノ事件又ハ總裁院長及ビ局員會ノ諮問ニ對スル協議

二、日本聖公會總會ニ提出スベキ豫算案ノ審査

第十九條 局員會ハ局長理事及教務院主事ヲ以テ組織ス

第二十條 局員會ハ局長之ヲ召集ス其場合ニハ院長ニ通告ス

第二十一條 局員會ハ必要ニ應ジ特別委員ヲ選ビ其事務ヲ委託スルコトヲ得

第二十二條 特別委員ハ場合ニヨリ局長ノ召集ニ應ジ局員

第二十七條 本局經費ハ豫算ニ基キ其都度財務局ニ其支出ヲ求ム

第二十八條 本局ノ常務ハ教務院主事之ヲ取扱フ

第二十九條 傳道局ハ傳道ニ關スル規定ニ定メタル所ニ基キ左ノ職務ヲ行フ

一、新傳道地ノ選擇

二、布教師ノ推薦

三、布教師ノ任務ヲ規定スルコト

四、毎年傳道費ノ出納豫算ヲ常議員會ニ提出スルコト

五、傳道費ノ寄附ヲ勸誘シ募集スルコト

六、傳道費ノ出納ヲナスコト

七、傳道地ノ實況及寄附金ノ用途ニ關スル報告ヲナスコト

第三十條 日本聖公會總會ニ提出スル傳道費ノ豫算ハ該總會前ニ之ヲ編成シ財務局ニ廻附ス

第三十一條 日本聖公會總會ニ提出スル傳道費ノ豫算ハ該總會前ニ之ヲ編成シ財務局ニ廻附ス

會ニ出席ス

第五章 總務局

第二十三條 教務院細則第一條ノ權限ニ基キ總務局ノ職務ハ左ノ如シ

一、日本聖公會總會ニ關スル庶務ヲ處理スルコト

二、日本聖公會總會ニ立テラレタル特別委員ニシテ他ノ各局ト關係ナキモノヲ管理シ及ビ其諮詢ニ應ズルコト

三、各地方會ノ決議ノ報告ヲ受ケ日本聖公會總會及教務院ノ施設ニ關係アル事項ヲ調査スルコト

四、日本聖公會年度統計ヲ作製シ發表スルコト

五、其他日本聖公會一般事務ノ統一

第二十四條 局員會ハ隔月一回之ヲ開ク

但シ必要ノ場合アルトキハ臨時會ヲ開ク

第二十五條 理事ハ臨時會ノ開會ヲ要求スルコトヲ得

第二十六條 本局經費ノ豫算ハ日本聖公會定期總會前ニ之ヲ編成シ財務局ニ廻附ス

第三十一條 本局ニ於テ豫算以外ノ傳道費ヲ要スル場合ニ

ハ其出納豫算ヲ常議員會ニ提出シ本院總會ノ決議ヲ經テ

之ヲ募集スルコトヲ得

但シ場合ニヨリ文書ヲ以テ諸監督ノ多數及教務院地方部

代議員多數ノ同意ヲ得テ之ヲ實行スルコトヲ得

第三十二條 局員會ハ局長ノ必要ト認メタルトキ局長之ヲ

召集ス

第三十三條 局員會ニ於テ決定シタル事務ノ執行ハ主事之

ニ當ル

第三十四條 教育局ノ事業ハ左ノ如シ

一、聖公會ノ神學教育及同豫備教育ニ關スル調査

二、日曜學校ニ關スル調査獎勵及統一

三、其他日本聖公會及之ニ關聯スル教育事業並ニ制度ノ

調査

第三十五條 本局ハ宗教教育ニ關スル專門ノ知識經驗ヲ有

スル者ヲ本局囑托ニ任ズルコトヲ得

第三十六條 本局ハ本局囑托ヲシテ左ノ事務ヲササシム

一、兒童ノ宗教教育殊ニ日曜學校ニ於テ用ユベキ教案、

教材及參考書ノ編著

二、地方部又ハ教會准教會ノ依頼ニ應ジ日曜學校ノ巡回

教師養成ニ關スル講習會ノ開設又ハ通信講習ノ設備

但シ本項ニ要スル經費ハ依頼者ノ負擔トス

第三十七條 本局局員會ハ局長ノ必要ト認メタルトキ又ハ

理事ノ要求アルトキ開クモノトス、本局囑托ハ之ニ出席

ス但シ決議ニ加ハルコトナシ

第三十八條 財務局ハ日本聖公會總會經費及ビ教務院規定

ニ基ク一切ノ會計ヲ取扱ヒ、監督資金弔慰會資金教役者

養老資金ノ保管ヲナス

但シ傳道局會計ハ該局之ヲ取扱フ

第三十九條 監督資金弔慰會資金養老資金ハ別ニ定ムル規

定ニヨリ本局其出納ヲ司ル

第四十條 本局局員會ハ毎月一回一定ノ期日ニ開キ本局事

務ニ關スル審議整理ヲナス

第四十一條 局員會ハ各局長理事ニ臨時出席ヲ求ムル事ヲ

得

第四十二條 會計ノ事務ハ教務院主事之ヲ取扱フ

第九章 文書局

第四十三條 日本聖公會ノ出版物ノ正本ノ保管ハ文書局局

員會ニ於テ定メタル方法ヲ以テ之ヲ取扱フ

第四十四條 日本聖公會ノ出版物ノ著作及出版ノ事務ハ本

局員之ニ任シ或ハ特別委員ニ之ヲ依託ス

第四十五條 前條ノ特別委員ハ本則第二十一條ニヨリ之ヲ

選定シ本局其職務ヲ規定ス

第四十六條 日本聖公會ノ出版物ノ出版ハ局員會ノ決議ニ

ヨリ出版業者ニ之ヲ依託スルコトアルベシ

但シ其處理契約ハ局長之ニ任ズ

第四十七條 本局ノ會議ハ局長之ヲ必要ト認メタルトキ又

ハ理事ノ要求アル時開クモノトス

第四十八條 本局經費ノ豫算ハ定期總會前ニ之ヲ編成シ財

務局ニ廻附ス

第四十九條 本局經費ハ豫算ニ基キ其部度財務局ニ其支出

ヲ求ム

附 則

總會ノ立テタル委員ニシテ本局ト關係アルモノハ本局ノ管

理ニ屬シ其任務ヲ行フモノトス

●傳道ニ關スル規定(同前)

第一條 日本聖公會ハ本規定ニヨリ内外ノ傳道ヲ經營シ日

本聖公會教務院之ヲ實行ス

第二條 日本聖公會ノ傳道地ハ諸監督ノ指定シタル監督之

ヲ管理ス

第三條 各地方部ハ地方會ニ於テ傳道局地方委員三名ヲ選

舉シ傳道局ノ方針ニ基キ地方部内ニ於テ傳道資金募集其

他ノ事務ヲ取扱ハシム

第四條 傳道局ニ於テ傳道地ヲ開墾セントスル時ハ教務院常議員會ノ決議ヲ得タル上諸監督ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第五條 布教師ノ任免ハ教務院常議員會ヲ經テ管理監督之ヲ行フ

第六條 傳道局ハ其傳道地ニ於テ日本聖公會ト連接スル他ノ聖公會ト共同ノ傳道事業ヲナスコトヲ得

●監督資金取扱規定(同前)

第一條 日本聖公會教務院財務局ハ教區監督ノ俸給ニ關スル納出チ司ル

第二條 財務局ハ個人又ハ團體ノ寄附金ヲ以テ監督資金ヲ積立テ其利子ヲ以テ教區監督ノ俸給補助金ヲ支出スルモ

ノトス

第三條 各地方部ハ地方會ニ於テ監督資金地方委員三名ヲ立テ本規定及ビ財務局ノ指定ニ從ヒ當該地方部内ニ於ケル資金募集ノ事務ヲ取扱フ

第四條 監督資金募集ハ左ノ方法ニヨル
一、聖職按手式信徒按手式及ビ春期聖職按手節ニ於ケル信施金ヲ本資金ニ寄附スルコトヲ各地方部ニ請求スルコト

二、個人又ハ教會ヨリ一時若クハ數時ニ拂込ノ約束寄附ヲ勸誘スルコト

第五條 監督資金地方委員ハ每三ヶ月ニ募金ヲ財務局ニ廻送スベシ

第六條 監督資金地方委員ノ事務費ハ財務局ヨリ支辨ス

●日本聖公會信徒教籍取扱規定(同前)

第一條 日本聖公會ニ於ケル領洗者ハ教會若クハ准教會ノ信徒教籍ニ登録ス

第二條 信徒教籍ニハ左ノ諸項ヲ記入スベシ

一、姓名及教名

二、生年月日

三、本籍及戸主トノ關係

四、父母ノ姓名

五、民法上ノ婚姻

(イ) 届出年月日 (ロ) 配偶者ノ名

六、洗禮志願式

(イ) 領式時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式者

七、聖洗式

(イ) 領式時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式者

(ニ) 教父母

八、信徒按手式

(イ) 領式時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式監督 (ニ) 推薦長老

九、結婚式(祈禱書所定結婚式)

(イ) 領式時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式聖職 (ニ) 領式當時ノ所屬教會 (ホ) 配偶者 (ホ) 同上領式當時ノ所屬教會 (ト) 立合人

十、就眠

(イ) 就眠時日 (ロ) 就眠ノ原因 (ハ) 就眠ノ場所

十一、埋葬式

(イ) 執行時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式者 (ニ) 墓地

十二、他ヨリノ入籍

(イ) 入籍ノ時日 (ロ) 送籍教會

十三、教籍ノ移動

(イ) 最初入籍ノ教會ヨリ當該教會ニ入籍セシニ至ル迄ノ轉會送籍及入籍ノ各時日及教會名 (ロ) 當該教會ヨリ他ヘ轉會送籍ノ場合其時日及送籍先教會名

十四、備考

但シ、他教派ヨリ轉會入籍セル場合其理由、領洗不明ノ爲ノ授洗ノ場合其理由、再度ノ結婚式ヲナセル場合

北海道	九州	大阪	京都	中部	南東京	北東京
伊東松太郎	洪恒太郎	木庭孫彦	名出保太郎	曾我捨次郎	吉澤直江	杉浦義道
木村定三	副島虎十	深田直太郎	菅寅吉	篠塚長治郎	山田助次郎	多川義道
大井淺吉	ハインタ	覺前政藏	チャブマン	ウオラ	松井米太郎	垣陽一郎
前田茂七	衣笠景徳	田村慶助	奥山一十郎	辻本牧	岩佐琢藏	杉浦貞二郎
高橋又治	豊藤篤朝	吉田菊次郎	小橋實之助	小坂井桂次郎	川瀬元九郎	杉野直浩
相川熊太郎	澁谷寛	大井戸清	藤井高藏	山田貞徳	佐伯好郎	白石村治

各地方部常置委員

○ハ委員長
ハ書記

使徒福音書改譯委員 監 菅フナ シ 庭孫 木 庭高 松 山野 淺 野	祈禱書審查委員 諸 澤直江 吉 澤直江 山 縣雄 木 縣雄 山 縣雄	會計検査委員 河合 豊 ライフス ナイ 藤田 隆三 松村 光三 村 訓郎	祈禱書正本保管兼版權委員 多 川 吉 澤 澤 川 多 川	古今聖歌集改正増補委員 監 督 フナ 池 澤 隆 エ 澤 隆 松 山 隆 山 民 隆 高 之 隆 松 吉 隆	日本聖公會法憲法規 改正委員 監 督 喜四郎 早 川 喜四郎 吉 澤 喜四郎 藤 田 隆三 木 庭 隆三	祖先記念ニ關スル研究委員 元 出田保太郎 名 出田保太郎 金 出田保太郎 松 本 隆三 松 本 隆三	日本聖公會教理禮拜組織 調査委員 諸 澤直江 河 合 豊 口 合 豊 河 合 豊 河 合 豊	上段ノ推キ 顧問委員 シ、エチ、ケ セ、エチ、ケ シ、エチ、ケ シ、エチ、ケ シ、エチ、ケ	日本基督教會同盟加入 可否研究委員 諸 澤直江 多名 澤直江 深 澤直江 田 澤直江 田 澤直江	教會一致世界大會代表者 監 督 菅フナ 藤 菅フナ 川 菅フナ 口 菅フナ 口 菅フナ
---	---	---	--	---	--	---	--	---	--	--

山縣雄杜 Rev. P. O. Yamagata, B.D. 東京市外西巢鴨町池袋 一六一二	多川幾造 Rev. I. Tagawa 同 四〇	須藤吉之祐 Rev. J. K. Suto, B.Sc. (休職)臺灣臺北	大藤鑄三郎 Rev. P. O. Daito, B.D. 同 小石川區久堅町 八五	片田萬五郎 Rev. T. Katada 山形市香澄町木實小路	稻垣陽一郎 Rev. Y. Inagaki, B.D. 仙臺市元鍛冶町八	前川眞二郎 Rev. I. S. Maekawa 福島市置賜町二一	エヌ、エチ、ニコルヌ Rev. S. H. Nichols, B.A. 弘前市山道町二一	大田豊順 Rev. R. Ota 東京市麴町區上二番町	梶原敬次郎 Rev. P. K. Kajizuka (無任)埼玉縣川越町郭町	須貝止 Rev. T. Sugai, B.D. 東京市外西巢鴨町池袋 一五三二	貫民之介 Rev. T. Nuki 東京市京橋區明石町五三	村上秀久 Rev. P. H. Murakami 盛岡市仁王小路三三	桑田繁吉 Rev. I. S. Kuwada 東京市外大久保町百 人町四九	後藤榮吉 Rev. K. K. Goto 東京市下谷區中根岸一	小島茂雄 Rev. S. Kojima, Ph.D. 東京市外王子町堀ノ内 九五二	志賀清光 Rev. S. Shiga 茨城縣下館町東下
---	--------------------------------	---	--	---------------------------------------	--	---	--	-----------------------------------	--	--	-------------------------------------	--	--	---------------------------------------	--	-----------------------------------

宅間六郎 Rev. R. Takuma 青森市浦町橋本二九	執行事 北澤繁松(高崎) 眞木猛(足利) 佐藤忠造(新町) 結城光雄(平) 青木伊八(白河)	傳道師 駒野義夫(府中) 池田哲太郎(入手) 岡田不二夫(郡山) 西村敬太郎(浦和) 高橋馨(助川)	度會傳吉(鶴岡) 多川肇(大塚) 奥村亮弘前 秋山基一(熊谷) 馬場一郎(八月)	山本三次郎(前橋) 中村信藏(若松) 野村義雄(大館) 額賀大吉(栃木)	大嶽齋(日光) 森録二郎(仙臺) 山口信太郎(千住) 長久保源三(休職)	小川治三郎 Rev. J. Ogawa 埼玉縣幸手町二九二	大野要藏 Rev. Y. Ono 秋田市保野愛宕町 一七	永屋龍雄 Rev. T. Nagaya, B.D. 東京市外西巢鴨町 池袋立教大學内	高橋恒徳 Rev. T. Takase 東京市本郷區駒込千駄 木町五二	現任信徒數 四〇七	牧師及管理長老(主任長)及假牧師	其他教役者	聖三一一大聖堂 ◎聖三一教會	△月島傳道館	東京市京橋區明石町三九	全 月島通二ノ一一
-------------------------------------	---	---	--	---	---	-------------------------------------	---------------------------------------	---	--	--------------	------------------	-------	-------------------	--------	-------------	-----------

全	田無町	×田無講義所			全		全
八	王子市大横町九九	○復活教會	四二	全	全	池園哲太郎	全
東京府西	多摩郡五日市町。平井村			全	全		
埼玉縣	川越町本町一四	○川越基督教會	五九	長老	田井正一		
全	比企郡川島村出丸			全			
全	入間郡日東村			全			
全	松山町材木町	○松山聖路加教會	二三	長老	貫民之介		
全	比企郡菅谷村大藏			全			
全	幸手町二九二	○幸手基督教會	五四	長老 執事	小元川治三 田進		
全	北葛飾郡高野村茨島			全			
全	浦和町仲町二四二	○浦和諸聖徒教會	四五	長老	落合吉之助		西村敬太郎
全	大宮町仲町	○大宮聖公會	一八	全			
五全	熊谷町榮町二九六	○熊谷聖保羅教會	三〇	長老	フル、ダブル、アンデルス		秋山基一
全	深谷町西島	×講義所		全			

東京市深川區	西元町八	○眞光教會	一九四	長老	杉浦義道		太田篤子
淺草區	黒船町二八	○聖ヨハネ教會	二五九	長老	大藤壽三		
九全	下谷區下車坂町三	○神愛教會	二一七	長老	後藤象吉		
全	神田區末廣町二五	○神田基督教會	三二五	長老	皆川晃雄		
全	本郷區向ヶ岡彌生町一(追分町裏通角)	○本郷 ○聖テモテ教會	一五七	長老 執事	セ、エ、ウエル、ホ、ン		阪井晴太郎
全	神田區西小川町一	○諸聖徒教會	一七一	長老	須貝止		小笠原啓子
全	麩町區上二番町一	○聖愛教會	一九九	長老	太田靈順		望月啓子
全	小石川區大塚坂下	○大塚聖公會	三九	長老	元田作之進		鈴木愛子
東京市外	大久保町百人町	○大久保基督教會	一七一	長老	桑田繁吉		多川
全	南千住町千住南八	○千住基督教會	四八	長老	大藤壽三		山口信太郎
全	西巢鴨町庚申塚一	○巢鴨聖三一教會	三七	長老	杉浦義道		小林彦五郎
全	千駄ヶ谷町原宿八	○原宿聖公會	七	長老	元田作之進		伊藤堅逸
東京府北	多摩郡府中町屋敷分一、二、八、六、五	○府中聖馬可教會	四〇	長老	山縣雄三		駒野義夫

同 能代港町富町二〇	〇能代基督教會	九	長老 エヌ、エヌ、ピンスツット	寺内たか
全 鹿島郡小坂町。花輪町。	〇大館聖保羅教會	三四	全	全
秋田縣大館町裏町六	〇弘前昇天教會	六五	長老 エヌ、エチ、ニコルス	野上、野村、コツク
弘前市山道町二二	〇青森聖安得烈教會	一三三	長老 エフ、シ、メレテス	奥井、コツク
青森市浦町橋本一一三	〇盛岡聖公會	三一	長老 エフ、シ、メレテス	向佐、井、千、亮
盛岡市仁王小路三三	〇仙臺聖公會	二九	長老 エフ、メードレ	馬宅、飯島、花子
青森縣八戸町下番町三	×全 宣教所	一五九	長老 稲垣陽一郎	全
仙臺市元鍛冶町八	〇福島聖ステパン教會	八三	長老 前川眞二郎	森録次哲郎
全 名掛町	〇福島聖ステパン教會	一	全	全
福島市置賜町二二	〇福島聖ステパン教會	一	全	高木しづ

全 湯水村裏町	×湯本聖公會	全	全	全
全 石城郡平町振穂小	〇平聖公會	全	全	結城光雄
全 矢吹町。東白河郡石井町。石川町。	〇白河聖公會	全	全	青木伊八
全 郡山町稻荷町二〇	〇郡山聖公會	全	全	岩岡田不二夫
全 三春町御免町	×三春聖公會	全	全	全
全 小野新町。田村郡大越村下大越。	×聖雅各教會	全	全	全
全 岩瀬郡鏡石村笠石。	〇白河聖公會	全	全	全
全 西白河郡白河町	〇白河聖公會	全	全	全
全 只見。片貝。小林。	〇古町。	全	全	全
全 南會津郡二軒在家。	〇山口聖公會	全	全	宮崎久三郎
全 喜多方町。河沼郡坂下町。柳津村。	〇聖トマス教會	二五九	長老 セ、シ、マキム	全
全 耶麻郡船津村。上月。大寺。鹽川町。	×チヤヘル	全	全	星村安信代藏
全 行人町	〇聖トマス教會	全	全	全
全 福島縣會津若松市馬場上二ノ町	〇聖トマス教會	全	全	全

秋田縣山本郡八盛嶺山	長老 エヌ、エス、ピンスレット		
秋田市保戸野愛宕町一七	全	執事	寺大 内野 た要 の藏
秋田縣横手町	×横手講義所	全	
全 湯澤町。土崎港町。船川港町。	全	全	
山形市香澄町木實小路一	○山形聖彼得教會	長老 片田 萬五郎	ミ ス、ミ ー ド
山形縣新庄町沼田二九六	○新庄宣教所	全	ミ ス、ミ ー ド 吉
全 鶴岡町鍛冶町三〇	○鶴岡聖公會	全	ミ ス、ミ ー ド 吉
米澤市仲間町三一三五	○米澤聖公會	執事	永 屋 龍、雄

南東京地方部

監督

Rt. Rev. Bp. Cecil, D.D.

東京市芝區榮町八番地

長老

Rev. W. P. Buncombe, B.A.

東京市麴町區土手三番町一五

山 縣 興 根 二 (無任)	東京市外西巢鴨町池袋	松 井 米 太 郎	東京市外西巢鴨町宮仲
Rev. Y. Yamagata	一〇	Rev. Y. Matsui	二三五五
吉 澤 直 江	東京市芝區白金三光町	河 合 義 三	同 池袋一六一二
Rev. C. N. Yoshizawa	三七五	Rev. G. Kawai	
飯 田 榮 次 郎	千葉縣印旛郡八生村	佐 竹 準 (無任)	静岡市外北安東五五六
Rev. A. E. Iida	下福田二七	Rev. M. J. Satake	
山 田 助 次 郎	静岡縣沼津町西之條	河 合 義 三	池袋一六一二
Rev. A. L. Sharpe, M.A.	九六	Rev. W. A. Haslett, B.A.	池袋一六一二
富 田 孫 太 郎	東京市芝區榮町八	Rev. W. A. Richards, B.A.	濱松市元魚町一〇
Rev. S. Yamada	東京市外千駄ヶ谷町	Rev. B. N. Miles, B.A.	(不在)
Rev. S. M. Tomita	原宿二〇四	Rev. R. D. M. Shaw, M.A.	静岡市東草深町三丁目
Rev. W. C. Gemmill, M.A.	東京市芝區榮町一一	關 若 之 助	千葉縣安房郡健田村
辻 井 亨	横濱市南太田町	Rev. W. Seki	東京府小笠原島父島
Rev. P. T. Tsujii	二二二二	Rev. Joseph Gonzales	大村西町
		Rev. E. R. Harrison, M.A.	千葉縣千葉町寒川一四
			八九

東京市芝區榮町八番地	東京市芝區榮町一一	執事 マノコノ	東京市牛込區築地町二〇
森 Rev. W. F. France, B.A.	東京市外西巢鴨町池袋 一六二二	太田 今朝吉 Rev. J. K. Ota	東京市外天王寺三〇八
一色 櫛 Rev. A. R. Ishiki	東京市外西巢鴨町池袋 一六二二	久米 豐 Rev. C. T. Kume	作(無任)大阪市外天王寺三〇八
佐々木 鎮次 Rev. S. Susaki	宮澤 九萬象 Rev. K. Miyazawa	植村 才一 Rev. A. S. Uemura	神奈川縣小田原町十字 三丁目 静岡縣沼津町城内片端 三一四
傳道師	野瀨秀敏(榮町) 深井 渙二(北條) 山田 智代(三光)	河合 良隆(市日) 山田 智代	野瀨 秀敏
所 在 地	末好 萬吉(新橋) 堀 正一(三光) 井上てる(横濱) 小澤 篤子()	村岡 米男(千葉) 野瀨 秀敏(榮町) 南岡 春枝(小田原)	野 瀨 秀 敏
名稱(△ハ教會○ハ傳道所)	現在 信徒數	又ハ管理長老(主任 長老)及假牧師	其他ノ教役者

東京市芝區榮町十二番地	芝區白金三光町三 七五	芝區築地町二〇 (赤城坂下)	麴町區麴町七ノ二	京橋區木挽町三ノ 一三	京橋區竹川町一七 (電話銀座一三三二)	深川區黑江町一九	東京市外澁谷町下澁谷羽 根澤三八六	落合村下落合(山 手線目白驛附近)	荏原郡入新井村山 王二五七七(大森驛附近)
◎聖安得烈教會	◎三光教會	◎聖バルナバ教會	◎インマニエル 會	◎聖パウロ教會	△新橋教館	◎聖救主教會	◎聖シオン會堂	◎目白准教會	◎大森傳道所
四三二	一三七	一二七	二二二	二六八	一	二八	六五	五四	三三
長老 山田 助次郎	長老 吉 澤 直 江	長老 エル、ビ、チャモン	長老 ダブルユ、ビ、パンコム	長老 松 井 米 太 郎	長老 ダブルユ、ビ、パンコム	長老 森 義 道	長老 ダブルユ、ビ、パンコム	長老 佐々木 鎮次	長老 山 田
野 瀨 秀 敏	山 田 正 智 代	小 田 今 英 朝	根 岸 木 羅 巴 ー	長 尾 義 隆	富 士 本 義 隆	末 好 萬 吉 太 郎	原 田 義 隆	ミ 田 義 隆	岡 本 義 隆

全	横濱市花咲町三ノ四八	◎横濱 聖安得烈教會	二六七	長老	辻井	加井
全	神奈川縣逗子町濱田八八	○逗子 聖ペテロ教會	六三	長老	エ、イ、ウ、エ、ア	酒井
全	三崎町大字六合字北條、石井方					正榮
全	秦野町曾屋二二六	○秦野聖路加教會	七〇	長老	一色 榴吉	榮治
全	中郡小鮎村飯山石川保方					
全	小田原町十字三丁目五四二	○小田原講義所	五九			宮澤
全	足柄上郡松田町。足柄下郡箱根仙石原村。箱根町。					南宮
全	千葉縣海上郡銚子町口ノ一九八(荒野明神前)	○銚子聖公會	六九	長老	ダブルユ、ピ、バンコム	井上
全	犬吠崎。舟木村。高神村。					全
全	八日市場町田町	○聖三一教會	九〇			河合
全	小見川町					全
全	印旛郡八生村下福田二二八	○福田教會	一二七	長老	飯田 榮次郎	隆
全	香取郡佐原町					

全	千葉町寒川一四八 (高等女學校前)	○千葉聖公會	五〇	長老	イ、アル、ハリソン	吉田
全	水更津町					全
全	長生郡茂原町濱町	○茂原聖公會	四七			全
全	夷隅郡大多喜町猿稻區	×大多喜講義所	一			全
全	國吉町荻谷					全
全	安房郡北條町六軒	○安房第一 北條基督教會	六五	長老	富田 孫太郎	全
全	白濱村。横山村。富浦村。					全
全	那古町字宿町	○安房第三 那古基督教會	一九			全
全	安房郡健田村大貫三三六	○安房第一 大貫基督教會	六〇	長老	關 若之助	深井
全	静岡縣沼津町城内片端三一四	○聖約翰教會	九八	長老	エ、エル、シヤープ	全
全	大宮町。小山町。三島町。原町。大宮町。鷹岡村入山瀬。大仁町。上大見村。戸田村。土肥村。					全

静岡市東草深町三ノ四	○静岡聖彼得教會	八一	長老	アル、デ、エム、シヨウ	中村保次郎
静岡縣志太郡島田町横井、森方					
濱松市元魚區一〇	○濱松聖安得烈教會	四二	長老	ダアル、エ、リチャーズ	全
静岡縣小笠原郡掛川町五八、竹川方					
東京府小笠原島父島大村	◎聖シヨウシ教會	九四	長老	シヨセフ、ゴンザレス	
山梨縣		四	長老	エ、イ、ウ、エ、ブ	

中部地方部

監督 Rev. H. H. Corey, B.A.	岐阜市京町	執事 Rev. T. N. Murata	里	新湯市榎谷小路西堀前 通町六
監督 Rev. W. H. Gale, L.S.T.	松本市新田町三三二	廣瀬 與吉	吉	名古屋市南郷匠町 一ノ一一
監督 Rev. V. C. Spencer, B.A.	長野市西長野	村片 武男	男	愛知縣尾張一宮町 上片端七
監督 Rev. P. S. C. Powles, M.A.	高田市三ノ辻六	藤松 紳	紳	松本市地藏清水
監督 Rev. C. Shinozuka	長岡市玉藏院町	大西 狷介	介	愛知縣田原町南番場
監督 Rev. S. Soga	名古屋市大池町四ノ八	小倉 慶人	人	長野市西長野乙三三二
監督 Rev. K. Maejima	長野市西長野ウオラ方			

監督 Rev. J. M. Baldwin, B.A.	名古屋市白壁町一ノ六			
監督 Rev. J. G. Waller, M.A.	長野市西長野丙二三二			
水野 功	長野縣稻荷山町九四〇			
水野 功	豊橋市中八丁三			

監督 Rev. H. H. Corey, B.A.	岐阜市京町	執事 Rev. T. N. Murata	里	新湯市榎谷小路西堀前 通町六
監督 Rev. W. H. Gale, L.S.T.	松本市新田町三三二	廣瀬 與吉	吉	名古屋市南郷匠町 一ノ一一
監督 Rev. V. C. Spencer, B.A.	長野市西長野	村片 武男	男	愛知縣尾張一宮町 上片端七
監督 Rev. P. S. C. Powles, M.A.	高田市三ノ辻六	藤松 紳	紳	松本市地藏清水
監督 Rev. C. Shinozuka	長岡市玉藏院町	大西 狷介	介	愛知縣田原町南番場
監督 Rev. S. Soga	名古屋市大池町四ノ八	小倉 慶人	人	長野市西長野乙三三二
監督 Rev. K. Maejima	長野市西長野ウオラ方			

傳道師

小谷手結次郎(大垣)	大久保直作(岐阜)	小久江眞鐵(加納)	古谷源一郎(福島)	和久信七(大山)
河口宇四次(豊橋)	菅井吉郎(上田)	林 正善(長野)	小野 一(直江津)	中澤房太郎(豊橋)
根岸卯太郎(高田)	濱田佐太郎(稻澤)	神崎八重吉(名古屋)	木俣哲次(村松)	
廣瀬銀子(名古屋)	中山美濃(豊橋)	岩田さく(一宮)	稻垣こま(上田)	

所在地	名稱	信徒數	牧師	又ハ管理長老(主任)	其他ノ教役者
名古屋市東區東片端町三丁目三	◎聖約翰教會	一六五	長老	廣瀬 捨次郎	廣瀬 銀
目一 西區南鷹匠町一丁目	◎聖雅各教會	一〇二	長老	廣瀬 捨次郎	廣瀬 銀
八 中區大池町四丁目	◎聖彼得教會	七八	長老	セ、エム、ホールド井	神崎 八重子、仙頭 多喜子
町 愛知縣丹羽郡犬山町中本	×犬山傳道館		全	全	和曾 我久、仙頭 多喜子
豐橋市新川大字市南一五	○昇天教會	九七	長老	アル、エム、ミルマン	河津 宇房、中澤 久、山口 美濃
八 愛知縣八名郡大野町の場	×大野傳道館		全	全	全
静岡縣磐田郡浦川村西村方	○渥美基督教會	一九	監督	エチ、セ、ハミルトン	全
愛知縣渥美郡田原町南番場九			全	全	全
全 福江町古田。渡邊方			全	全	全

所在地	名稱	信徒數	牧師	又ハ管理長老(主任)	其他ノ教役者
全 寶飯郡一宮村一宮上新切五三ノ二〇	○一宮贖主教會	四六	長老	アル、エム、ミルマン	河口 宇四次
全 濱名郡新所村日ノ岡、中村源次郎方			全	全	全
全 朝日町 中島郡一ノ宮町	○一宮聖公會	四八	長老	セ、シ、ロビンソン	岩田 武彦
全 祖父江町。萩原町。一色町。			全	全	全
全 稻澤町小澤	×稻澤傳道館		全	全	濱田 佐太郎
岐阜市神田町一丁目一	○岐阜聖公會	一〇二	長老	セ、シ、ロビンソン	ミズ、アーチヤ
岐阜市外加納町三丁目	○加納准教會	二五	長老	セ、シ、ロビンソン	小久江 眞鍮
岐阜縣安八郡大垣町郭一五	○大垣聖公會	二七	全	全	小谷 手結次郎
松本市大名町八四六	◎聖十字教會	九〇	長老	ダブルユ、エチ、ゲール	ミス、レノツク
長野縣西筑摩郡(木曾)福島町前町五六五〇	○福島聖公會	二二	長老	ダブルユ、エチ、ゲール	三田 村あや
全 上伊那郡辰野町	○辰野基督教會	六〇	長老	ダブルユ、エチ、ゲール	古谷 源一
全 諏訪郡上諏訪町	×上諏訪講義所		全	全	全

長野縣上伊那郡木ノ下	×木ノ下講義所		長老	ダブルユ、エチ、ゲール	
全 伊那町	×伊那講義所		全	林正善	
長野市西長野町乙二三二	◎聖教主教會	一七〇	長老	ゼ、ジ、ウ、オ、ラ	長老
全 問御所町一〇四	×同 傳道館		全	小倉 廣 人	ミ、グ、イ、シ、ス、ヘ、ン、サ
長野縣更級郡稻荷山町九	×稻荷山講義所		全		全
四〇 下水内郡飯山町廣	○飯山聖公會	一三	長老	ゼ、シ、ウ、オ、ラ	長老
全 小縣郡上田町字馬場町	○上田聖公會	四〇	全		水野 功
全 南佐久郡穗積村。白田町。岸野村。埴科郡坂城町。北佐久郡岩村田町。			全		菅井 吉 郎
高田市上小町三三	○高田聖公會	二五	長老	ビ、エ、ス、シ、パ、ウ、ル、ス	全
新潟縣中頸城郡新道村稻田	×稻田說教所		全		根岸 卯太郎
全 直江津町四ッ屋區	○直江津准教會	三一	全		全
一五四 西頸城郡糸魚川町	×基督傳道所		全		小野 一
七間町	×基督傳道所		全		

京都地方部

全 中頸城郡百間町	○長岡聖公會	一六	長老	篠塚 長次郎	全
長岡市玉藏院町	○新潟聖公會	三三	全		村田 里
新潟市西堀前通六番町	○村松講義所		全		木俣 哲次
新潟縣村松町浦町					
京都地方部					
監督 キヨスロキ	京都市烏丸通下立賣上		山邊 久吉	京都市田中飛鳥井町一一	
長老 ナンスンチロ	津市愛宕下町二一一		早川 喜四郎	同 衣棚通下立賣上	
Rev. I. Doonan	津市愛宕下町二一一		Rev. K. Hayakawa	同 烏丸通下立賣上	
Rev. J. C. Ambler	(不在)		Rev. J. J. Chapman, M. A., B. D.	同	
Rev. Y. Naida	大阪市西區川口町二一		Rev. J. D. Yoshinura	奈良市東向中町八	
名出保太郎			Rev. I. H. Cornell, D. D.	東京市神田區表袋樂町一〇青年會同盟館内	
			Rev. I. H. Fukurok	福井縣敦賀町富貴	

山	Rev. T. Yamada	祐	同 遠敷郡雲濱村宇 西津東西町	若	Rev. P. M. Wakasuki, M.A.	須美	奈良縣五條町五條二二 八
松	Rev. A. Masushima	篤	京都市西洞院通水上 京都府新舞鶴町字濱 二〇八	松	Rev. K. Matsumoto, R.D.	寛	堺市櫛屋町東一丁五五
村	Rev. M. Murata	助	京都府新舞鶴町字濱 二〇八	柳	Rev. S. Yanagihara, B.D.	貞一	大阪府南新町 二丁目三四ノ一
會	Rev. S. Some	精	奈良縣高田町	中	Rev. M. G. Nakamura	村	奈良縣郡山町柳二丁目 五
菅	Rev. J. T. Kwan	吉	大阪府岸和田町堺町 一一二	安	Rev. N. Abe	倍	大阪府東區橫堀五ノ三 五
北	Rev. C. Kitagawa	代吉	奈良縣八木町北八木一 五〇	彌	Rev. M. Horinchi	積	和歌山縣田邊町下屋敷
岡	Rev. J. H. Lloyd, B.A.	雄	和歌山縣新堀南ノ町一 丁目二一	高	Rev. T. Takamatsu, B.D.	孝治	京都市岡崎町東天王町 (元宮ノ脇)
尾	Rev. G. Okamoto	三	三重縣上野町仲	佐	Rev. J. Susaki	木二	金澤市上柿木島二五
池	Rev. B. S. Ikezawa, B.D.	太郎	津市丸ノ内殿町五八	内	Rev. S. Uchida	茂	(不在) 中華民國漢口寶街
池	Rev. P. A. Smith, M.A.	太郎	京都市新寺町五條下ル 金澤市下石引町	永	Rev. Paul Nagata	保羅	和歌山縣小松原通一

伊	Rev. P. K. Ito	逸	東京市外千駄ヶ谷町 原宿八五	永	Rev. Paul Nagata	保羅	和歌山縣小松原通一
傳	道 師	傳	道 師	傳	道 師	傳	道 師
永田保次郎(四日市)	織間小太郎(東京)	筒井銳三郎(加悦)	卜部德三郎(橋本)	坂口光太良(丸瀬)	小林園三郎(宮津)	藤本與喜(下市)	大岡義政(彦根)
木村義治(在米)	遠藤義三(大津)	宇田梅太郎(富山)	坂口龜太郎(田原)	横田秋生(武生)	巽芳三郎(津)	山本協一(津)	法用繁造(櫻井)
片山留次郎(桑名)	西田彌吉(舞鶴)	岡崎松太郎(金澤)	猿橋二郎(田邊)	戸所芳一(高岡)	中尾鐵三(津)	矢島 轍(大津寺)	千原助五郎(湯淺)
櫻内晰子(大阪)	太田鶴子(笠田)	町田獅嚙(百濟)	牧村民哉(龍田)	千原助五郎(湯淺)	今泉顯子(和歌山)	小川國子(橋本)	新野千代(大阪)
中西文枝(福井)	富田深雪(大阪)	南 民子(京都)	伊木道子(金澤)	白井從子(田邊)	松山初子(京都)	小幡久能(津)	持川寅子(富山)
所	在 地	名 稱	現 在	其 他	信 徒 數	牧 師	教 役 者
京都市上京區烏丸通下立 寶角	京都傳道區	◎聖三一教會	二〇〇	長老 松 島 篤 松 山 初 子			

京都市下京區新寺町通五條下ル	◎聖約翰教會	一五七	長老	池澤	駿太郎	南	民	子
京都市外伏見町新町十一丁目	×伏見講義所	—	全	全	—	布	施	好吉
京都市上京區岡崎町入江町七四(丸太町角)	◎聖マリア教會	七五	長老	高松	孝治	ミ	ス、ス	ハンサ
内上ル 上京區大宮通寺ノ	○復活教會	三七	長老	セ、セ、	チャブマン	小	林	山文時
京都府丹後國與謝郡宮津町島崎三〇	○宮津准教會	三三	長老	山邊	久吉	小	林	園三郎
全 加悦町算所五〇	○加悦准教會	三〇	全	全	—	筒	井	銳三郎
全 市場村四辻	×四辻講義所	—	全	全	—	全	—	—
全 加佐郡舞鶴町	○舞鶴准教會	一二	長老	村田	松之助	全	—	—
北田邊三三(二ノ丸)	○新舞鶴准教會	四七	全	全	—	奥	田	やす子
全 新舞鶴町字濱二〇	○新舞鶴准教會	—	全	全	—	全	—	—
全 加佐郡東雲村中山	○中舞鶴准教會	三七	全	全	—	全	—	—
全 中舞鶴町奥母通	○大津	三五	長老	セ、セ、	チャブマン	全	—	—
全 大津市上京町七	○大津講義所	一六	全	全	—	全	—	—
滋賀縣高島郡大溝町	○大溝講義所	—	全	全	—	全	—	—

大阪府西區川口町二一	◎川口基督教會	五三六	長老	名出	保太郎	新	野	千	
全 東區南新町二丁目	◎聖約翰教會	三三〇	長老	柳原	貞二郎	富	田	中正	
全 南區桃山細工谷町	×聖約翰學園禮拜堂	—	全	全	—	全	—	—	
全 東區橫堀五ノ三五	◎聖保羅教會	一七九	長老	安	倍	全	—	—	
大阪府西成郡神津村三津屋一	○聖蹟主教會	二四〇	長老	名出	保太郎	側	垣	基雄	
堺市櫛屋町東一丁五五	◎堺聖提摩太教會	九二	長老	松本	寛一	辻	本	千代	
大阪府泉南郡岸和田町本町四六	◎聖保羅教會	四五	長老	菅	寅吉	全	—	—	
全 佐野町。泉北郡大津町。	全	—	全	全	—	全	—	—	
和歌山傳道區									
和歌山市十二番町八	◎和歌山聖救主教會	一一六	長老	セ、エ	チ、ロ	今	泉	顯子	
和歌山縣西牟婁郡田邊町	○田邊聖公會	四六	長老	堀	内	全	—	—	
全 日高郡南部町。御坊町。	全	—	全	全	—	全	—	—	
全 西牟婁郡周參見村。串本町。	全	—	全	全	—	全	—	—	

大阪傳道區

和山縣那賀郡丸瀬村丸 西垣内二二	○聖約翰教會	四八	長老 セ、エチ、ロイド	坂口光太良
全 東野上村勸木瀬ノ上一四六三			全	全
全 有田郡湯淺町湯淺	○湯淺講義所	二〇	全	千原助五郎
七六九 鳥屋城村金屋。藤並村天満。			全	全
全 伊都郡橋本町二二	○橋本基督教會	四五	長老 山邊久吉	小部川徳三 小部川徳三
全 笠田村字中	○笠田基督教會	一三	全	太田部徳三 太田部徳三
全 大谷村	×大谷派出所		全	全
大和傳道區				
奈良市東南南町八	○奈良基督教會	一八〇	長老 吉村大次郎	桑野俊
奈良縣生駒郡山町柳二 ノ五	○郡山 聖ヨハネ教會	三五	長老 中村 怒	牧村民哉
全 生駒郡法隆寺村並	○龍田 聖ハテロ教會	一八	全	牧村民哉
全 磯城郡田原本町七	○聖救主教會	二三	長老 北川千代吉	池坂口龜太 池坂口龜太
全 川西村結崎			全	全

磯城郡櫻井町北新 町全	○聖保羅教會	一三	全	法用繁造
全 高市郡八木町北八 木一五〇	○八木基督教會	五八	全	全
全 北葛城郡高田町	○高田基督教會	六〇	長老 曾根 精	町田 柳 喘
全 北葛城郡百濟村百 濟一〇	○百濟基督教會	四一	全	全
全 瀬南村。箸尾村。			全	全
全 南葛城郡御所町六 軒町	○御所基督教會	七	全	全
全 宇智郡五條町五條 二二八	○五條聖三一教會	三〇	長老 若月麻須美	藤本 與 喜
全 吉野郡下市町下市 大峰町	○下市聖贖主教會	一四	同	全
三重傳道區				
津市丸ノ内殿町二〇八七	○津聖雅各教會	五五	長老 アイ、ドゥマン	巽山本 芳三 中山本 久鐵 小中 能三一
三重縣一志郡高岡村田尻 色二五二六、七	○桑名基督教會	二三	全	片山留次郎

四日市市南川原町	○四日市准教會	二八	全	永田保次郎
三重縣伊賀國上野町中町	○上野准教會	三三	長老岡本千代雄	
○宇治山田市八日市場町五	○山田聖公會	九	長老尾形虎三	
北陸南部傳道區				
福井市春山下町	◎福井聖三一教會	三三	長老八木善三郎	エチ、エル、テツロ
福井縣武生町蓬萊二七	○武生傳道館	一七	長老ヒ、エ、スミス	横田秋生
全 鯖江町			全	全
全 敦賀町晴明一四	○敦賀基督教會	三八	長老袋井久之丞	
全 若狹國遠敷郡雲濱村竹原	○小濱聖路加教會	七八	長老山田祐	
全 小濱町玉前	×袋町講義所	一	全	
全 遠敷郡遠敷村。大飯郡本郷村。			全	
北陸北部傳道區				
金澤市南町八九	◎金澤聖約翰教會	七四	長老佐々木二郎	伊木道子

石川縣大聖寺新屋敷町一	○聖公會	二	長老ヒ、エ、スミス	矢島一
高岡市新横町一〇五八	○高岡聖公會		全	戸所芳一
富山縣新湊。出町。			全	全
富山市千石町二七七	○富山教會	一一	全	宇田梅太郎 持川寅子
大阪地方部				
監督 ヒュンノキ				
長老 フシマノ				
シ、ナ、ヤ、ナ、ヤ、ン、(不在)				
Rev. G. Chapman, M.A.	姫路市五軒邸三七			
Rev. C. Foxley, M.A.	兵庫縣武庫郡精進村			
木庭孫彦				
覺前政藏 Rev. M. Kakuzen	神戸市平野下祇園町四五六			
深田直太郎 Rev. H. T. Steele, M.A.	岡山市五番町六			
廣瀬健介 Rev. N. Fukada	大阪市南區天王寺烏ヶ辻五六九九			
廣瀬健介 Rev. K. Hirose	姫路市坊主町一三			
森次郎 Rev. Y. Mori	大阪市南區上本町筋一ノ八			

Rev. O. H. Knight, M.A. (不在)	大阪市外住吉村北島	Rev. G. J. Walsh, M.A.	徳島市出来島町九七
Rev. G. W. Rawlings, M.A.	鳥取縣米子町西町	Rev. W. H. M. Walton, B.A.	廣島市國泰寺一八九
Rev. J. C. Mann, M.A.	兵庫縣淡路國洲本町内 通一ノ二一	Rev. E. G. Hutchinson, B.A.	島根縣濱田町
Rev. J. Y. Makinon	大阪府南區天王寺東上 町(桃山病院東)	Rev. P. M. Yokota	大阪府西區新町南通 三ノ三一
Rev. J. Fujimoto	徳島市堺裏町七二	Rev. C. Nakano	高知市中島町下一丁目
Rev. J. R. Hori	神戸市中山手通六ノ 三二	Rev. P. M. Matsuda	廣島市饒砲町九
Rev. S. Takenouchi	下關市新町二丁目	Rev. F. Oama, L.T.P.	神戸市平野漆山町一七 九
Rev. P. C. Nuki	松江市殿町記念牧師館	Rev. J. M. Nakamichi	高知縣赤岡町五九四
Rev. P. B. Nagano	神戸市葺合一七二一ノ 五二	Rev. J. T. Yamamoto	鳥取縣米子町西町八二
Rev. F. Weston			
Rev. J. I. Scott, M.A. (不在)			

益田喜代吉(撫養)	吉本要太郎(富岡)	億川八郎(神戸)	武田頼夫(大洲)	寺本房吉(菅屋)	
栗飯原龜一(吳)	野田璞水(岡山)	横田金熊(今市)	秋田哲三(姫路)	日比野金次郎(吳)	
祖山達三(尼崎)	石田次郎(脇町)	國弘文吾(高知)	小池耕造(濱田)	小林貞治(米子)	
福島國五郎(境)	大原辰三(松江)	永澤義正(福山)	南岡七重(高知)	三宅福榮(姫路)	
石井和歌(神戸)	高見てる(名鹽)	西村ひろ子(米子)			
木野村チエ(岡山)	緒方政枝(神戸)				
所 在 地	名 稱	現 在 信 徒 數	牧 師	又ハ管理長老(主任長 老)及假牧師	其 他 ノ 教 役 者
大阪府西區京町堀通五ノ 四一	◎聖三一教會	三一六	長老 深 田 直 太 郎		
全 新町南通三ノ三二	◎聖救主教會	一一〇	長老 横 田 道 信		
全 南區上本町二ノ八 (市電車庫南手)	◎復活教會	一四〇	長老 森 淑 次 郎		ミス、ハ 久ア 代ド
全 東區東平野町六ノ 一九九	◎城南教會	一九〇	長老 藤 本 壽 作		柴 ミス、 田、ハ ワ ク ラ ド
大阪府外住吉村北島	◎桃山准教會	四六	長老 シ、ダブルユ、ロリソグス		
兵庫縣武庫郡精道村茶屋 蘆屋	◎蘆屋准教會	九四	長老 寺 本 庭 房 孫 吉 彦		
尼ヶ崎市田町五五一ノ一	◎尼ヶ崎准教會	五四	全		祖 山 達 三 ミス、 ウオー ク ソ ン

傳 道 師

神戶市中山手通六ノ三二 (四ノ宮上角)	◎聖ミカエル教會	三二五	長老	竹内宗六	大井月清
全 葦合旗塚通六丁目 三ノ二	○葦合准教會	一〇一	長老	エフ、ウエストン	緒方政八
全 平野下祇園町四五 六(五郎池)	○神戸昇天教會	二〇一	長老	覺前政藏	小穴藤雄
全 尻池北町二ノ四八	×講義所		長老	覺前政藏	石井和歌
明石市相生町、吉岡方			全	覺前政藏	全
兵庫縣有馬郡鹽瀨村ノ内 名鹽一九七	○名鹽准教會	五四	長老	覺前政藏	高億見川
姫路市五軒邸三七	○姫路准教會	七三	長老	シ、フオツクスリ	廣瀬健三
全 天神町	×京口講義所		長老	シ、フオツクスリ	秋田哲夫
淡路國洲本町内通り一ノ 二一	○眞光教會	一二八	長老	牧野與三郎	竹田春榮
三原郡市村。田中村。福良町。津多郡假屋村。志筑町。 尾崎村。山田村。			全	牧野與三郎	全
岡山市弓町三丁目五七	○岡山聖公會	八六	長老	エチ、チ、スチール	木野村チエ

岡山縣邑久郡鹿忍村	×鹿忍講義所		全		全
全 吉備郡總社町	×總社講義所		全		全
全 河曾村	×河曾講義所		全		全
全 邑久郡大宮村 香川縣高松市			全		全
愛媛縣伊豫國大洲町王子 岡八六〇	○大洲聖公會	七一	全		武野ヨシチ夫
全 松山市。内子。長濱。宇和島。八幡村。新谷			全		全
德島市堺裏町七二	◎德島インマ マエレル教會		長老	堀六郎	阿部トシキ
全 佐古町六丁目	○佐古准教會		長老	シ、セ、ウオルシユ	森さめ
德島縣板野郡撫養町四軒 家町	○聖保羅教會		長老	シ、セ、ウオルシユ	益田喜代吉
全 鳴門村高島	×講義所		全		全
全 那賀郡富岡町東新 町一二二	○富岡永生教會	三九	長老	シ、セ、ウオルシユ	吉本要太郎
全 楠浦。答島。大京原。中島。中原。			全		全

德島縣美馬郡脇町南町 (落窪)一三	脇町准教會	一五	長老	シ、セ、ウ、オルシユ	吉本要太郎
全 穴次村。麻植郡川島町。			全		
高知市中島町下一丁目二 六八	◎高知聖公會	一四八	長老	中野忠治	高南國山岡弘七文重吾
高知縣幡多郡中村町。長岡郡佐岡村。			全		
全 香美郡赤岡町本町	○赤岡准教會	六〇	管理長老事務取扱監督フチス	執事	中道政市
全 富家村。香宗村。 安藝郡馬ノ上村。			全		
福山市米屋町三三七	○福山基督教會	八〇	長老	木庭孫彦	長澤義正
全 吉津町	×講義所		全		
廣島縣芦品郡府中町大戸省吾方 沼隈郡鞆町皿山、山内國七方	◎廣島降臨教會	九八	長老	松田眞澄	栗飯原トシ
廣島市尾道町一ノ一			長老		ウオルトン
吳市中通五ノ二〇	○吳信愛教會	八五	長老	ダフルニ、エム、ウオルトン	栗飯原トシ、野金次郎

下関市新町二丁目	○下関聖公會	八一	長老	貫主 稅	
山口縣山口町野田四二 奈倉次郎方	×山口聖公會		全		
全 豐浦郡田部町			全		
廣島縣竹原港外契島	○契神准教會	一八	全		
鳥取縣伯耆國米子町加茂	◎米子基督教會	一〇三	長老	山内豐吉	西村ひろ
全 全町道笑町一ノ七	×米子基督教講義所		長老	セ、シ、マ	小林貞治
全 西伯郡上道村	○上道基督教會	四五	全		福島國五郎
全 境町	×講義所		全		
全 中野村寺澤方。 鳥根縣八束郡千酌村、武田方。			全		
松江市殿町二ノ丸前	◎松江基督教會	九八	長老	永野武二郎	大森俊辰
全 白濁本町	×松江基督教講義所		全		
島根縣能義郡廣瀬町中町 九一六	○廣瀬准教會	二二	長老	セ、シ、マ	

島根縣 簸川郡今市町本町 一六二六ノ八	○今市基督教會	一九	全	横田金熊
全 安濃郡大田町	○石東聖公會		全	
全 那賀郡濱田町縣内	○濱田准教會	五三	全	長老 イ、ジ、ハツチツソ 小、池、ハツチツソ ミス、フーシ、耕 ミス、ハーズレ、不在 藤本、ます、不在
全 美濃郡益田町			全	
全 隱岐國西郷町西町 一四九	○西郷准教會	四九	全	
九州地方部				
監督 エゴメトキ R. Rev. Arthur Lea, D.D.	福岡市外住吉町春吉			
長老 フクノキ Rev. J. Hind, M. A.	(不在)小倉市東鍛冶町一〇七			
エフ、グ、フ、レ、ナ、ローランド Rev. F. W. Rowlands, B.A.	(不在)福岡市養巴町四二			
洪恒太郎 Rev. J. T. Ko	同 大名町二五			
シ、オ、カ、カー、エ、ケン、ト、リ、ヤ Rev. C. O. Pickard-Cambridge, M. A.	佐世保市戸ノ尾町二			
エ、ク、パ、イ、ン、タ Rev. S. Painter	小倉市東鍛冶町一〇七			

牛島惣太郎 Rev. J. S. Ushijima	福岡市庄二二五 福岡神學校	高橋善哉 Rev. M. Z. Takahashi	長崎市大村町九
Rev. A. C. Hutchison, B.A.	福岡市今泉一五二	本間彌門 Rev. Y. Homma	久留米市莊島町五三
米原馨兒 Rev. K. Yonehara	熊本市七軒町三六	執事 オ、ヤ、ノ、ハ	
松岡林治 Rev. K. Matsunaka	同 古新屋敷町 四三一	乙部勘治 Rev. K. Oboe	八幡市中央區中本町 三丁目六六ノ一
Rev. M. O. M. Duke, B.A.	(不在)大分市西上市町六一	中野野茂 Rev. S. Nakano	福岡市庄二二五 福岡神學校
副島虎十 Rev. T. Soejima	鹿兒島市山ノ口町 一三二	傳道師	
本田清次(門司)	中野次八郎(大分)	福島郁松(佐世保)	吉田勢登(愛太)
飯島勇馬(阿蘇)	近藤定直(直方)	春山三彦(別府)	岩田慶次郎(小倉)
倉敷武駿(大口)	柴田太郎(回春)	豐福浪雄(若松)	園田長彦(鹿兒島)
神吉定憲(熊本)		木村清對馬)	
澤井小春(福岡)			

所在地	名稱	現在信徒數	牧師	又ハ管理長老(主任)及ビ假牧師	其他ノ教役者
福岡市大名町二五	九州地方部 假大聖堂 ◎アルバ教會	一六一	監督 アーサー	澤井小春	
博多下東町	△中央傳道館	—	監督管理	中野茂	
博多下東町	◎博多聖公會	—	長老 ローランツ(不在) エ、シ、ハッチンソン(若不在中)	中野茂	
福岡縣朝倉郡甘木町。比良松町。 長崎縣對馬國嚴原町今屋敷	◎對馬准教會	二七	全	木村清	
長崎市大村町九	◎長崎聖三一教會	六五	長老 高橋善哉		
長崎傳道區	△新大工町講義所	—	長老 エ、シ、ハッチンソン	宗像久子	

所在地	名稱	現在信徒數	牧師	又ハ管理長老(主任)及ビ假牧師	其他ノ教役者
長崎縣諫早町。島原町。	佐世保傳道區	—	全		
佐世保市本島町六三	◎佐世保准教會	四〇	長老 シ、オ、ヒ、ケンブリッヂ	福島郁松	
熊本市古新屋敷町四三二 熊本縣飽託郡黒髮村下立 田(熊本市外)	◎熊本聖三一教會 ◎降臨教會	三〇	長老 松岡林治 米原馨兒	柴田太郎	
九州及沖繩地方癩患者所住地	熊本傳道區	—	全		
熊本市上通五ノ五六	△熊本傳道館	—	長老 シ、オ、ヒ、ケンブリッヂ	神吉定憲	
全 新細工町一五	◎熊本准教會	六〇	全	石井直 石本しりめ	
全 天草郡早浦村。本渡町。 宮崎縣三田井町。上野村。田原村。	◎阿蘇講義所	—	全	飯島勇馬	
熊本市阿蘇郡宮地町一九 四九	◎阿蘇講義所	—	全		
全 板梨町。内牧町。小國村。長陽村。	—	—	全		

大牟田傳道區		大牟田市有明町	○大牟田准教會	長老	シ、オ、ヒ、ケンブリッヂ	
鹿兒島		福岡縣四ツ山築港市街地 熊本縣玉名郡南關町。全荒尾村。大島村 熊本縣玉名郡高瀬町繁根 本(八幡宮前)	○高瀬准教會	全	全	神吉定憲
鹿兒島		全 玉名村。滑石村。		全	全	
鹿兒島		鹿兒島市山ノ口町(地藏 角)	○鹿兒島聖公會 (義和教會)	二〇三	長老	副島虎十
鹿兒島		全 始良郡重富村。指宿郡指宿村。川邊郡知覽		全	全	
鹿兒島		鹿兒島傳道區				
鹿兒島		鹿兒島市西田町一六二	△西田傳道館	長老	エ、シ、ハッチンソン	山園 中高岡ミミ園 尾木 村ス、ス、田 た長 さノセ長 れ彦 いきトス彦
鹿兒島		鹿兒島縣 日置郡苗代川 肝付郡鹿屋村 始良郡重富村	○薩隅准教會	全	全	

九州若松市老松町二ノ三 八七		○若松聖約翰教會	三七	長老	セ、ハイノド(不在) エス、バインダ(右不在)	豐福浪雄
八幡市中央區中本町三ノ 六六ノ一		◎八幡聖公會	七一	長老	セ、ハイノド(不在) エス、バインダ(右不在)	
小倉市大阪町四ノ四六		○小倉聖公會	六〇	長老	セ、ハイノド(不在) エス、バインダ(右不在)	
福岡縣鞍手郡直方町新町 五ノ四四八		○直方講義所		長老	セ、ハイノド(不在) エス、バインダ(右不在)	近藤定直
伊佐郡大口町		○大口准教會	一四	長老	副島虎十	倉敷武駿
熊本縣葦北郡水俣町		×水俣會衆	一	全	全	
鹿兒島縣熊毛郡(種子島) 中種子村野間		○種子島准教會	三三	長老	エ、シ、ハッチンソン	井上伊之助
全 北種子村西ノ表。中割。南種子村上中。西之。				全	全	
若松						

全	福岡縣田川郡方城村炭坑社宅。全郡金田町。全郡鞍手郡下境村本洞社宅。全郡勝野村新田。全郡宮田村菅平田貝島警局。全郡新入村。	全	長老 セ、ハインド(不在) エス、ハインダ(右不在)	近藤定直
全	嘉穂郡植木町 ○植木講義所	全	全	全
全	木屋ノ瀬金剛炭坑社宅。新入村三菱新入四坑社宅。劍村中山炭坑社宅。	全	全	全
限全	嘉穂郡大隈町上大隈 ○大隈會衆	全	全	吉田勝登
全	大隈町油屋。熊田村ノ内上山田	全	全	全
全	嘉穂郡二瀬町相田 ○愛太教會	全	長老 セ、ハインド(不在) エス、ハイント(右不在) 吉田勝登	全
全全	嘉穂郡鯉田一、四、七社宅。稻築村三井鴨生社宅。飯塚町	全	全	全
門司傳道區				
全	門司市日ノ出町五丁目角 ○門司聖公會	六〇	長老 牛島惣太郎	本田清次
久留米傳道區				
全	久留米市莊島町五三 (電車通)	八〇	長老 本間彌門	全
全	福岡縣三井郡草野町小山	全	全	全

全	八女郡福島町矢原 ×福島講義所	全	全	全
全	八女郡羽犬塚町 ×羽犬塚講義所	全	全	全
全	佐賀縣鳥栖町仲町 ×鳥栖說教所	全	全	全
別府				
全	福岡縣柳川町。筑紫郡原田。佐賀縣佐賀市。	全	全	全
大分				
全	大分縣別府町稻荷町 ○別府インマニエル教會	四八	長老 エム、ヂユーク(不在) エス、ハインダ(右不在) 春山三彦	全
全	中津町。御越町龜川。豐岡町。八屋町。	全	全	全
大分傳道區				
全	大分市南新地三九二ノ四 ○大分ロゴス教會	七二	長老 エム、ヂユーク(不在) エス、ハインダ(右不在) 中野次八郎	全
全	大分縣佐伯町。白杵町。佐賀關町。牧口村。	全	全	全
宮崎縣延岡町				
全	大分縣直入郡竹田町 ○竹田會衆	全	長老 エム、ヂユーク(不在) エス、ハインダ(右不在)	中野次八郎
全	宮崎縣延岡町 ○日向會衆	全	全	全

北海道地方部

監 督 エビスコボ (缺)	柴 田 新 太 郎 Rev. N. Shibata	十勝國廣尾郡茂寄村
長 老 フリスンテロ	大 矢 敬 香 Rev. S. K. Oya	樺太豊原町東三條南 四丁目一九
デ、エム、ラン、グ Ven. J. Patchelor, D.D.	木 村 定 三 Rev. S. Kimura	札幌區北八條西六丁目
デ、エム、ラン、グ Rev. D. M. Lang, M.A.	執 事 デ、エム、ラン、グ	
伊 東 松 太 郎 Rev. M. Ito	今 井 四 郎 太 Rev. K. Imai	北見國紋別郡下通別村 基線一〇
大 井 淺 吉 Rev. A. Oi	林 兼 治 Rev. K. H. Yashi	同 網走郡網走町 南通五丁目九
八 代 欽 之 允 Rev. K. Yashiro	松 本 正 雄 Rev. M. Matsumoto	小樽區東雲町二六
傳 道 師		
芥川清五郎(白老) 高野萬次郎(俱知安)	松島覺太郎(留萌) 田中末吉(利別)	元城佐吉郎(夕張) 山田勝間(苫小牧)
		遠藤 榮(室蘭) 高橋俊六(平取)
		木村通純(有珠) 向井山雄(平取)
		北野幸太郎(美瑛) 清川成七(荷葉)
		邊泥 五郎(鶴川)

函館區蓬萊町一五〇	北海道大聖堂	信徒數	牧 師 又ハ管理長老(主任) 長老及假牧師	其 他 教 役 者
渡島國龜田郡大野村大野 西上町六四	◎函館聖公會	二四五	監 督 理事長伊東松太郎	
全 戸井村濱中	×大野傳道所	—	長 老 伊東松太郎	
全 江差町法華寺町三	×戸井傳道所	—	全	
二 後志國瀬棚郡利別村字イ ンマ×エル番外地	○江差教館	二〇	長 老 デ、エム、ラン、グ	田 中 儀 三 郎
一 膽振國虻田郡俱知安町南 一線四五	○利別准教會	八九	全	田 中 末 吉
後志國岩内町。小澤村。狩太村。中目名村。	○俱知安教會		全	高 野 萬 次 郎
小樽區東雲町二七(水天 宮山上リ口)	◎小樽聖公會	一二五	長 老 デ、エム、ラン、グ 執 事 松本正雄	全 兵 頭 讓 子
西田喜一(旭川) 谷 平 助(幌別) 須田琴路子(札幌) 金成マツ子(旭川)	鈴木雅彦(新冠) 田中儀三郎(江差) 兵頭讓子(小樽)	北野幸太郎(美瑛) 清川成七(荷葉) 邊泥 五郎(鶴川)	大磯リゼ子(室蘭)	

札幌區北八條西六丁目二	◎札幌聖公會	二四八	長老	木村定三	須田ニートン
石狩國江別町。金山村。	◎美唄准教會	六一	長老	ア、エム、ラング	全
全 空知郡沼貝村美唄八〇ノ四八					
岩見澤。幌内炭山。沼貝炭山。砂川驛。					
天鹽國留萌町瀬越通八四	◎留萌准教會	一〇〇	全		全
石狩國雨龍郡深川町仲町七丁目	◎深川聖三一教會	九八	全		平井、松島、覺太郎
全 一巳村納内。秩父別村。多度志村湯内。					
全 空知郡音江村。					
旭川區三條通十三丁目左七號	◎旭川聖公會	三七	長老	ア、エム、ラング	
石狩國上川郡鷹栖村					
石狩國夕張町本町三丁目	◎夕張准教會	二九	長老	セ、バナラ	元城佐吉郎
貴外三(郵便物ハ贈振國勇拂郡追分村元城方)					
全 清水澤村。若鍋。鹿ノ谷。					
贈振國勇拂郡中穂別村。					
贈振國勇拂郡苦小牧町海	◎苦小牧講義所	二二	全		山田勝間

全 安平村早來					全
全 鶴川村チン	◎チン講義所	六二	全		邊泥五郎
全 邊宮内村。日高國沙流郡平賀村。					
贈振國白老郡白老村四二	◎白老講義所	四四	全		芥川清五郎
全 敷生村。社臺村。					
全 幌別郡幌別村	◎幌別准教會	一二四	全		谷平助
全 登別村					
全 幌別嶺山	◎幌別嶺山准教會	三二	全		
室蘭區本町七九	◎室蘭聖公會	八三	全		遠藤、大磯、里勢子
全 輪西市街地	×輪西講義所	一	全		
全 元室蘭。千舞窟村。					
贈振國有珠郡伊達村有珠番外地	◎有珠准教會	一一一	全		木村通純

全	日高國沙流郡平取村	○平取准教會	八五	全	高橋、後藤、工藤、ス、藤、ブ、ライ、ア、ン、カ、ト
全	門別村。佐瑠太村。貫氣別村。二風谷村。幌去村			全	
全	沙流郡荷葉村	×荷葉講義所	—	長老	清川、成、七
全	新冠郡高江村	○新冠講義所	一七五	全	鈴木、雅、彦
十勝國帶廣町東一條九丁目		◎帶廣聖公會	一五四	長老	
全	河西郡芽室市街	×芽室講義所	—	全	
全	川合村池田市街	○池田准教會	四八	全	
全	廣尾郡茂寄村本通	◎茂寄聖公會	五五	長老	柴田、新、太、郎
全	釧路國釧路町米町一三四	◎釧路聖公會	一二四	長老	八代、欽、之、允
全	白糠郡白糠			全	
全	厚岸町松葉町一七	○厚岸聖公會	五七	全	
北見國網走町南通五ノ九		◎網走聖公會	九八	長老	林、井、兼、淺、治、吉

全	美幌村	×美幌講義所		全	
全	常呂郡野付牛町	×野付牛説教所		全	
全	斜里村市街。置戸村市街。			全	
全	紋別郡下湧別村基	◎湧別聖公會	七二	長老	今井、井、四、郎、太、吉
全	下呂露村。シエブノツナイ村。			全	
全	紋別村紋別	○紋別准教會	四九	全	
全	沙留村。紋別村元モンベツ。			全	
全	樺太豊原町東三條南四丁目一九	◎豊原復活教會	六五	長老	大矢、敬、香

傳道地臺灣

管理監督
長 老
同

Rev. H. J. Fosk, D. D.
Rev. N. P. Yates, B.A., L.Th.
Rev. P. T. Arato

神戶市四ノ宮
臺南開山町
長老
傳道師
丹下得喜子(臺北古亭街七ノ一四朝倉方)

Rev. D. R. Ohashi
Rev. P. T. Arato

臺北、府前街一丁目二六

山 東 青 島	漢 口 特別區寶街 漢口聖公會	二〇〇 客員六〇	Rt. Rev. L. H. Roots	岡 崎 秀 藏 長 老 内 田 茂 二
---------	-----------------	-------------	----------------------	------------------------

米國聖公會及加奈太聖公會ニ於ケル日本人教會

地名	所 在 地	Bishop	主 任 者
布 哇	名稱 三一教會 (報知ナシ) Honolulu Hawaii, U.S.A. 名稱 聖フランシスコ教會 (全) Honolulu, Hawaii, U.S.A. 名稱 使徒教會 (全) Hilo, Hawaii, U.S.A. 名稱 ストーンズ・ロマンシオン (全) Paunilo, Hawaii, U.S.A.	Rt. Rev. H. B. Restarick	長老 深尾泰次 長老 深尾泰次 傳道師 深尾泰次
米國 聖 港	名稱 桑港聖公會 Christ Chapel, Japanese Mission, 2236, Post St., San Francisco, Cal., U.S.A. (Telephone, Pllimore 4273) 名稱 羅府聖公會 St. Mary's Japanese Episcopal Mission, 961, So. Mariposa Ave., Los Angeles Cal., U.S.A.	Rt. Rev. W. F. Nichols Rt. Rev. E. L. Parsons (Coadjutor)	長老 田島準一 耶 Mrs. H. S. Jeffrey 長老 横山崎 忠純 節

所在地	名 稱	生徒數	全 體 表	主任
東京市外西巢鴨 町池袋一六一二	▽聖公會神學院 (電話小石川) 總理 諸 監 督 校長	七	神田區表 猿樂町一〇	主任 アイ、エチ、ユレル
東京市京橋區明 石町五三	▽「基督教週報」 社長元田作之進、主筆山縣雄杜三、編輯事務磯間小太郎		北東京地方部	
加奈太	The Holy Cross Mission. 430 Cordova St., E. Van Couver, B. C., Canada (報知ナシ)		Rt. Rev. A. U. de Pencier	長老 Rev. F. W. Kennedy 東 森 安 善 延 衛 善 吾
全 州	名稱 聖ペテロ准教會 St. Peter's Japanese Mission. 1111 Yester Way, Seattle, Wash., U.S.A. 名稱 聖ジェームズ教會日本人ミッション St. James' Japanese Mission. Taylor, Wash., U.S.A.	全	Rt. Rev. F. W. Keator	長老 Rev. H. H. Cowen 執事 東海林 源之助 衣 笠 幸 吉 清 吉
全 州	名稱 櫻府聖公會 St. Paul's Japanese Mission. Sacramento, Cal., U.S.A.		Rt. Rev. W. H. Moreland	Deaconess L. M. Kelton

日本聖公會ニ關聯セル教育慈善等ノ事業 (外國ミッションノ事業、教會又ハ信徒團體ノ事業、及個人ノ事業ヲ含ム)

全 體 表
神田區表
猿樂町一〇
▽日本聖公會出版社
主任 アイ、エチ、ユレル

北東京地方部
東京市外西巢鴨
町池袋
▽立教學院立教大學 (電話小石川)
ライフスナイダ、校長 元田作之進

東京市京橋區明石町五七、八、九	▽全 立教中學校 (電話東京五九六) 校長 元田作之進 七二〇	全 本所區松井町一ノ二六	▽労働者矯風會本部 會長 杉浦義道
六〇	主幹 久保田 富次郎 舍監 千葉秀三郎 七〇	全 麻布廣尾町七四 神學研究會	▽神學研究會 (神學雜誌) 主幹 杉浦貞二郎
二六	校長 小林彦五郎 (電話東京一九六〇) プリンシパルヘーウッド 二五八	東京市外大久保町西大久保四七二	▽大久保幼稚園 園長 ミス、ビ、マキム 五〇
五三	▽東京三一神學校 校長 監督 マキム 副校長 落合吉之助 二	全 南千住町千住南八五九	▽千住保育園 主任 山口敏子 六五
三七	院長 ア、ビ、トイスラ 婦長 荒木いよ	全 西巢鴨町庚申塚一二六	▽瀧乃川學園 (白痴教育) 園主 石井亮一 幹事 戸塚餘三郎 五〇
全 本郷區駒込四片町十ノ十	▽同志會 (大學生會) 會長 阪井德太郎 二〇	八王子市新町一〇	▽八王子幼稚園 園主 ミス、マキム 主任 黒田みゆき 四〇
全 駒町區飯田町六ノ二一	▽ホノ井ド寮 (女學生會) 望月啓子 一五	埼玉縣川越町郭町	▽初雁幼稚園 園主 田井正一 主任 小川治枝 五〇
全 下谷區下車阪町三九	▽神愛幼稚園 園長 後藤榮吉 八〇	全 浦和町高砂町	▽麗和幼稚園 園長 ミス、エヌ、マキム 主任 度會ひで 三九

全 大宮町大門町、櫻木町、仲町 (三ヶ所)	▽愛仕幼稚園 會長 ミス、アブタン 計九九	宇都宮市西原町二九六一	▽愛隣幼年園 園長 ミス、マン 主任 遠井あい 四〇
全 大里郡熊谷町陣屋口	▽熊谷幼稚園 園主 秋山基一 保母 宗睦 枝 四五	栃木縣日光町四軒町	▽日光愛隣幼年園 園長 ミス、マン 主任 小笠原冬子 四〇
全 榮町	校長 秋山基一 主任 大塚よしえ 一五	前全	▽愛隣英學會 會長 伴君 保教師 ミス、マン 二〇
詳馬縣草津町湯ノ澤	▽聖愛園 (幼稚園) 園主 ミス、コンナル、リー 保母 二 一三	茨城縣下館町甲七七四	▽下館幼年園 園主 志賀清光 主任 牧千代 六〇
前全	▽聖バルナバ醫院 院主 ミス、コンナル、リー 院長 服部けさ 三五	水戸市上市仲町五三五	▽聖公會幼年園 園長 ミス、プリストウ 一二
前全	▽愛之家庭 (婦人寄宿會) 舍主 ミス、コンナル、リー 舍監 三上千代 一二	茨城縣多賀郡高鈴村助川宿	▽二葉幼稚園 主任 ミス、プリストウ 四二
全 下間	▽聖ステパノ館 (男子寄宿會) 舍主 ミス、コンナル、リー 舍監 福島紫雲 一〇	福島縣石城郡湯本村裏町	▽湯本幼稚園 園主 ミス、マキム 園長 三三五
栃木縣足利町東町	▽刺繡研究會 主任 高橋菊代 五	會津若松市上二ノ町	▽聖愛幼稚園 園長 ミス、マキム 主任 谷貞子 三九

福島市置賜町 二二	▽福島英學會 會長 前川眞二郎 三〇	青森縣八戸町 下番町三	▽八月幼稚會 主任 岡野みち 四〇
前全	▽聖愛幼稚園 園長 前川眞二郎 主任 木村ハツ子 四〇	青森市浦町 橋本一三	▽青森女子裁縫學會 會長 川口榮之進 幹事 佐々木なほ 六〇
仙臺市東一番町 一一	▽青葉女學院 學院長 エ、エル、ランソン 教授 敷 數 名 一八	全 一二七	▽聖マリア遊戯會 主任者 ニューホルト 二〇
前全	▽青葉幼稚園 園長 ミス、コレル 主任 田口たい 四〇	弘前市山道町 七	▽弘前女子裁縫學會 會長 ミス、バブコク 教師 中沼 舒子 二〇
元鍛冶町八	▽全 第一分園 園長 ミス、コレル 主任 三浦 あい 二五	秋田縣大館町 裏町六	▽大館幼稚園 園長 ミス、エ、キンズレ 保母 二 三七
外記町八	▽全 第二分園 園長 ミス、コレル 主任 増澤 はつ 二三	秋田市保戸野 愛宕町	▽保戸野幼稚園 園長 ミス、キンズレ 四六
盛岡市仁王小路 三三	▽仁王幼稚園 園長 ミス、テクソン 保母 大藤 はる 三〇	山形市 七日町	▽香澄幼稚園 園長 ミス、ミード 四六
四ツ家町	▽幼稚園 園長 ミス、テクソン 保母 千葉みさほ 三〇	南東京地方部 東京市芝區榮町 一一	▽聖安得烈英語會 主任 ダブリユ、シ、ゲミル 三〇

前全	▽聖安得烈寄宿會 主任 ダブリユ、シ、ゲミル 三〇	全 麻布區龍土 町六二	▽聖ヒルダ養老院 院長 ミス、ホーガン 幹事 小田 ひさ 一三
前全	▽聖安得烈幼稚園 主任 山田助次郎 二〇三	全 麹町區平河 町六ノ一六	▽聖マリア館 寄宿主任 長谷川きた 四五
全 白金三光町 三六〇	▽香蘭女學校 校長 長橋政太郎 副校長 ミス、タナ 二〇三	全 深川區黒江町 二八	▽深川聖愛醫院 院長 ラットソン 主任 醫 諏訪 幹雄 三〇
全 三光光幼稚園 三七五	▽東京女子神學專門學校 主任 ミス、フイリツプス 七	全 本牧町一三三七 (和田山)	▽日 本海員俱樂部 會長 辻 井 亨 主事 植 松 金藏 三五
前全	▽聖ヒルダ刺繡部 主任 ミス、ホーガン 教師 土岐 久子 三	全 本牧町一三三七 (和田山)	▽志 成 學 校 校長 オ、エス、エム、フオレンスタ 越石乙次郎 三五
全 小石川區雜司ヶ谷町一〇八	▽三光光幼稚園 主任 吉澤直江 三〇	全 神奈川縣小田原 町十字三丁目	▽花園幼稚園 園長 關 喜美子 主任 南岡 春枝 三五
全 小石川區雜司ヶ谷町一〇八	▽曉 星 寮 主任 ミス、フイリツプス 三〇	全 千葉縣八日市場 町田町	▽八日市場幼稚園 園長 河合 良隆 主任 沖 きく子 六〇

千葉縣安房郡北條町新鹽場	▽千葉育兒園(孤貧兒救濟)	園長 光田鹿太郎	五
中部地方部			
名古屋市中東區白壁町一ノ五	▽保姆傳習所	所長 ミス、ヤング	
前全	▽柳城幼稚園	園長 ミス、ヤング	六〇
全	▽中區大池町	園長 ミス、ヤング	四五
全	▽西區南鷹區	園長 ミス、ヤング	四〇
全	▽豐橋市中八町	園長 ミス、ヤング	四〇
全	▽岐阜市梅ヶ枝町	財團岐阜訓育院(電話大阪二〇八〇六)	五〇
全	▽目一〇	院長 小坂井 桂次郎	四八
全	▽明道幼稚園	主任 武藤 秋子	
全	▽聖マリナ病院(電話西院門七、エル、マックスバラ)		一八
全	▽南區天王寺	園父	三五
全	▽細工谷町		三五
全	▽大坂市外神津村	園父	三五
全	▽三津屋		三五
全	▽大坂市北區上福島		三五
全	▽北三丁目二一〇		三五
全	▽大坂市外鷺州村		三五
全	▽北浦江六一六		三五
全	▽和歌山縣湯淺町		三五
全	▽六〇九		三五

千葉縣安房郡北條町新鹽場	▽千葉育兒園(孤貧兒救濟)	園長 光田鹿太郎	五
中部地方部			
名古屋市中東區白壁町一ノ五	▽保姆傳習所	所長 ミス、ヤング	
前全	▽柳城幼稚園	園長 ミス、ヤング	六〇
全	▽中區大池町	園長 ミス、ヤング	四五
全	▽西區南鷹區	園長 ミス、ヤング	四〇
全	▽豐橋市中八町	園長 ミス、ヤング	四〇
全	▽岐阜市梅ヶ枝町	財團岐阜訓育院(電話大阪二〇八〇六)	五〇
全	▽目一〇	院長 小坂井 桂次郎	四八
全	▽明道幼稚園	主任 武藤 秋子	
全	▽聖マリナ病院(電話西院門七、エル、マックスバラ)		一八
全	▽南區天王寺	園父	三五
全	▽細工谷町		三五
全	▽大坂市外神津村	園父	三五
全	▽三津屋		三五
全	▽大坂市北區上福島		三五
全	▽北三丁目二一〇		三五
全	▽大坂市外鷺州村		三五
全	▽北浦江六一六		三五
全	▽和歌山縣湯淺町		三五
全	▽六〇九		三五

日本聖公會ニ關聯セル諸團體

名古屋市東片端 ハミルトン方 會長 ミセス、ハミルトン 書記 廣瀬 銀	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)	函館區元町五 五 ラング方氣付 會長 ミセス、ラング 書記 白田 梅子	大阪市 ▽北海道地方部婦人補助會 ▽大阪地方部幼年補助會 書記 田中 ハナ
東京市京橋區明 石町五三 會長 小宮 珠 副會長 近藤 花	全 芝區榮町 一 會長 得烈 ミツ シヨ ダブルユ、シ、ゲミル外 數名	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)
全 芝區榮町 八 會長 ミス、ボーフラワ 副會長 長谷川 きた	全 芝區白 金 三光町三五八 會長 安 得烈 ミツ シヨ ダブルユ、シ、ゲミル外 數名	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)
名古屋市東片端 ハミルトン方 會長 ミセス、ハミルトン 副會長 水野 ぬさ	全 芝區白 金 三光町三五八 會長 安 得烈 ミツ シヨ ダブルユ、シ、ゲミル外 數名	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)
京都府烏丸通下 立賣上タツカ方 會長 ミセス、ハミルトン 副會長 水野 ぬさ	全 芝區白 金 三光町三五八 會長 安 得烈 ミツ シヨ ダブルユ、シ、ゲミル外 數名	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)
神戸市四ノ宮 松ノ舍フナス方 會長 ミセス、フナス 副會長 覺前ユウ 藤本シゲ	全 芝區白 金 三光町三五八 會長 安 得烈 ミツ シヨ ダブルユ、シ、ゲミル外 數名	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)
福岡市大名町 九六リ一方 會長 ミセス、リ 副會長 牛島 胡蝶	全 芝區白 金 三光町三五八 會長 安 得烈 ミツ シヨ ダブルユ、シ、ゲミル外 數名	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)	東京市京橋區明 石町五三 會長 大藤 三郎 (電話東京一七七一)

聖職ニ非ザルニ 男宣教師及ビ婦人宣教師ノ住所姓名

北東京地方部

東京市麴町區土手三番町三二 全 京橋區明石町二七 全 赤坂區青山南町一丁目 東京市外西巢鴨町池袋立教大學寄宿舎 仙臺市東一番町一一 前橋市北曲輪町三二 青森市寺町四六 宇都宮市西原町戸祭堺二九〇三 弘前市山道町二一 埼玉縣浦和町二四二 東京市麴町區飯田町六丁目二一 水戸市上市仲町五三五 東京市京橋區明石町二六 山形市香澄町木ノ實小路六〇	(休職)セ、エム、ガ、イ、デ、ナ アル、ビ、ト、イ、ス、ラ ゼ、ラ、イ、フ、ス、ナ、イ、ダ(不在) アル、ゼ、ウ、イル、ケン、ソ、ン エ、エ、フ、ア、ラ、ソ、ム ミス、アンナ、エル、ランソ、ン ミス、ガ、井、テ、カ、ール、ス、ン(不在) ミス、イ、ウ、ニ、ユ、ー、ホ、ル、ド ミス、ア、イ、ビ、マ、ン ミス、ビ、アル、パ、ブ、ユ、ツ、ク ミス、エ、エ、チ、ラ、イ、ト ミス、エル、エ、チ、ポ、イ、ド ミス、エ、フ、エ、ム、プ、リ、ス、ト、ウ ミス、シ、シ、ハ、ー、ウ、ツ、ド ミス、ミ、ミ、ド	Mr. J. McD. Gardiner Dr. R. B. Tensler Mr. J. Reifender Dr. B. J. Wilkinson Mr. A. F. Blaum Miss Anna I. Ranson Miss V. D. Carlson Miss E. G. Newbold Miss I. P. Mann Miss. R. R. Babcock Miss A. H. Wright Miss I. H. Boyd Miss F. M. Bristowe Miss C. G. Heywood Miss Bessie Mead
--	--	---

本邦内(朝鮮)ニ在住スル日本聖公會他ノ聖公會ノ聖職

東京市芝區榮町一 聖安得烈館
 横濱市山手町六〇
 神戸市中山手通三ノ五三
 東京市芝區榮町一 聖安得烈館
 東京市外濠谷町濠谷六一七
 東京市小石川區指ヶ谷町七
 全
 東京市外高田村三五六八
 横濱市根岸町二一一二
 東京市外西巢鴨町池袋一六一二

長老
 全 エ、エス、ロユール
 全 ダブル、オースチン
 全 ダブル、ナッシュ
 全 エ、エル、ス、ナッシュ
 全 ゼ、チ、アイ、ブライト
 全 マブル、エチ、エルカイン
 全 全
 全 テ、エ、チ、ア
 全 オ、エス、エム、フオレスト
 全 エ、チ、シ、ス、バク、イ、ン

Rev. A. S. Hewlett
 Rev. W. T. Austen
 Rev. W. Nash, M.A.
 Rev. A. S. Wright, M.A.
 Rev. J. T. Bryan, Ph. D., Litt. D.
 Rev. W. H. Elwin, B. A.
 Rev. D. H. Moore, M. A.
 Rev. Hon. O. St. M. Forster, M. A.
 Rev. H. C. Spackman B. A.

附 録

禁 結 婚 表

(法規第十卷第五條以下未定ニツキ参考ノ爲茲ニ本表ヲ掲グ)

娶るべからざる者

嫁ぐべからざる者

一、祖 母 十一、繼 母 廿一、息子の息子の妻
 二、祖父の妻 十二、妻の母 廿二、娘の息子の妻
 三、妻の祖母 十三、娘 廿三、妻の息子の娘
 四、父の姉妹 十四、妻の娘 廿四、妻の娘の娘
 五、母の姉妹 十五、息子の妻 廿五、兄弟の娘
 六、父の兄弟の妻 十六、姉 妹 廿六、姉妹の娘
 七、母の兄弟の妻 十七、妻の姉妹 廿七、兄弟の息子の妻
 八、妻の父の姉妹 十八、兄弟の妻 廿八、姉妹の息子の妻
 九、妻の母の姉妹 十九、息子の娘 廿九、妻の兄弟の娘
 十、母 二十、娘の娘 三十、妻の姉妹の娘

一、祖 父 十一、繼 父 廿一、息子の娘の夫
 二、祖母の夫 十二、夫の父 廿二、娘の娘の夫
 三、夫の祖父 十三、息 子 廿三、夫の息子の息子
 四、父の兄弟 十四、夫の息子 廿四、夫の娘の息子
 五、母の兄弟 十五、娘の夫 廿五、兄弟の息子
 六、父の姉妹の夫 十六、兄 弟 廿六、姉妹の息子
 七、母の姉妹の夫 十七、夫の兄弟 廿七、兄弟の娘の夫
 八、夫の父の兄弟 十八、姉妹の夫 廿八、姉妹の娘の夫
 九、夫の母の兄弟 十九、息子の息子 廿九、夫の兄弟の息子
 十、父 二十、娘の息子 三十、夫の姉妹の息子

○省令ニヨル出願書及届書雛形

(此雛形ハ明治三十二年七月廿七日内務省社寺局通達(總務)第百二十九號ニヨル
各項目ノ下括弧内ニ記スルハ注意ヲ與ヘタルモノト知ラルベシ)

宣 教 届

私儀宗教ノ宣布ニ從事致度(從前ヨリ宗教ノ宣)別紙履歷書相添ヘ
左記事項ヲ具シ此段御届申上候也

一 宗教ノ名稱 (日本聖公會ト云フカ如ク別列ノ名稱ヲ書スル事)

一 宗教ノ方法 (布教ノ機關トシテ會堂或モ日曜學校等ヲ設ケルモノニア
リテハ其所在地ヲ記スベシ) (一定ノ場所ヲ定メズ他人ノ家若クハ自宅ニ於テスルモノハ
其趣ヲ記スベシ) (最近ノ距離アル者ノ場所及距離ヲ記スル事)

一 長官(知事)宛 (但シ市町村役場及内務省宛ニ通其外地方事務所
ニモ同時ニ同一ノモノヲ届ケ置テ必要ナルベシ)

履 歷 書

一 學業其他一般ノ履歷

右之通無相違候也

氏名印

氏名年齢

住所 國籍職業

氏名印

教會(講義所)設立願

何々設立致度候間御許可被下度左記事項ヲ具シ此段御願申
上候也

一 設立ヲ要スル理由

二 設置ヲ終ルベキ期限

三 同派ノ教會ト最近ノ距離

四 名稱 (何々教會)

五 所在地 (地目 即市街地地下方領地下方ノ類)

六 管理及維持ノ方法 (管理者ノ姓名及其職名ヲ記スル事)
(建設費及維持費ノ財源ニ關テハ會報ノ書附又ハ傳道會社等ノ書附書附トシ
テ記スル事) (維持費ノ財源ニ關テハ會報ノ書附又ハ傳道會社等ノ書附書附トシ
テ記スル事) (維持ノ方法ニ關テハ會報ノ書附又ハ傳道會社等ノ書附書附トシ
テ記スル事)

七 信徒員數屆

一 所在地 (日本聖公會)
一 教會ノ名稱 (日本聖公會)
一 信徒員數 男 人、女 人、計 人
但、大正 年十二月三十一日調
右ノ通相違無之候、明治三十八年十二月二十五日内務省令
第二十三號ニヨリ此段及御届候也

届申上候也

住所 何々教會管理者(兼擔當布教者)

氏名印

長官宛 (町村役場宛トモニ送、此ノ用紙ハ半紙ニテ書シ)

信徒員數屆

(毎年一月十日迄ニ管理者又ハ擔當布教者ヨリ前年十二月三十一日
調子以テ地方長官宛ニ送テ市町村役所ニ提出スベキモノナリ)

一 所在地 (日本聖公會)

一 教會ノ名稱 (日本聖公會)

一 信徒員數 男 人、女 人、計 人

但、大正 年十二月三十一日調

右ノ通相違無之候、明治三十八年十二月二十五日内務省令

第二十三號ニヨリ此段及御届候也

右……教會管理者(兼擔當布教者)

年 月 日

長官宛

何

某

七 擔當布教者ノ資格及選定方法

(其資格トハ如何ナル應得アルカ如何ナル試験ニ及第シタルモノナルカ等、選
定方法トハ如何ナル方法手續ニテ擔當布教者ヲ定ムルカヲ記スル事)

年 月 日

住所 國籍 氏名印 年齢

長官(知事)宛 (其他ノ宛ハ宣教師ノ如ク教區ヲ示スベキ事)

(若シ管理者ト擔當布教者ト同人ナル時ハ同名ノ肩書ニ何々教會管理兼
擔當布教者ト記ス)
(應得書及ヒ建物ノ敷地選擇ノ圖面ヲ添ヘ之ニハ聖所會社等區劃ヲ明ニ
シテ坪數ヲ記ス)

教會移轉願

(移轉ト改名ト同時ニスル時ハ移轉改名願トスル事)

(雛形ハ設立願ト同様但シ名稱ノ項ニ改名ヲ加フル事)

教會閉鎖届

(此ハ省令ニシテ又一定ノ書式アラズ實際取扱ヒタル例ヲ示ス)

一 宗教ノ名稱 (日本聖公會)

一 所在地

右ハ何々ノ都合ニヨリ何年何月何日限り閉鎖致候間此段御

稟告 (本要覽に就て)

一、今回の要覽は最初、印刷費暴騰せるも代價をなるべく引上げざらん事を欲して、前々回及前回に内容省略せし以上に極度の省略をなす(例へば各教會の項は所在地及名稱のみとし罫線を用ひず)事として印刷所に交渉を重ねたるが、其にても尙代價を引上げねばならぬ事となりたるを以て、改めて熟議をなし、其結果代價を前回の倍額となしたるものとなりたる也。即ち今回は前々回に省畧せし大部分を復活し、新たに必要ある事項をも加へたる次第にして、至便なるものとならば、代價の引上げは時勢の止むべからざる所、却て諸方の希望に添ふるべしと云ふに一致せるものなり。諸方の諒解あらんことを乞ふ。

一、本要覽編輯に關しては、各地方部監督教務所に問合せをなすの外、各教會に直接尋ねべき件は往復はがきを以て照會をなしたり(毎年十月末又は十一月初に此事をなす)。然るに其回報を送られざるもあり、又遅れて一ヶ月以上を經十二月に入りて送らるゝあり。本要覽の印刷は多く罫線を用ふるため組版に多大の手續を要し、原稿を印刷所に渡してより出来迄約一ヶ月を要すれば、回報なきは無き儘に原稿を作りて印刷所に渡し、校正刷の時迄に回報あらば其缺けたるを補ふことなせざれば、若し遅れて来る回報に増すべき項などある時は、罫線を動かす事となり、多くは次のページより次へ次へ十數ページも組版を動かす事となり、迷惑至極なり。發行の豫定に遅るゝも一は之による。本要覽の如き公共的のものは、公共的精神によりて編者を援けられん事を切望す。

◆ 廣 告 ◆

日本聖公會出版社出版販賣圖書目錄

▽ 辨證的書類

博士ゼームスオール著 基督處女降誕論	博士原著 復活の證	マスターマン原著 基督人物考	博士ロビンソン原著 世界	ガードレストーン原著 基督教信仰論	クリフイストマス原著 基督教はキリスト
黒木洲譯	共倉文學士譯	長老山縣雄杜三譯定	山縣神學士譯		
郵定 稅價 二十錢	郵定 稅價 二十錢	郵並上 稅價 三十五錢	郵定 稅價 三十五錢	郵並上 稅價 四十三錢	郵定 稅價 七十錢

エ、シ、ロウ著 長老木庭孫彦譯 基督敎證據論

▽ 聖書研究書類

神學士 落合吉之助著 アモス書註釋	神學士 落合吉之助著 ホセア書註釋	ミッス、ホーン著 舊約聖書預言書の研究	長老 シチャブマン著 詩篇講義	長老 チャモノー著 腓立比書釋義	故アーチアアコノ、シヨウ著 提摩太前後書註釋
神學士 落合吉之助著	神學士 落合吉之助著				
郵定 稅價 八十五錢	郵定 稅價 八十五錢	郵定 稅價 五十五錢	郵定 稅價 六十五錢	郵定 稅價 四十錢	郵定 稅價 三十五錢

監督 フナス 著 監督 西書註釋(附腓利門書註釋) 郵定 稅價 四十五錢
 使徒約翰 諸書註釋 監督 ヒユ、セ、フナス 著 郵定 稅價 六十錢
 神學士 落合吉之助 著 撒母耳前後書註釋 郵定 稅價 八十一錢
 カークパトリック 著 舊約聖書之眞價 郵定 稅價 七十錢
 神學博士 今井壽道 著 舊約聖書神學(再版) 郵定 稅價 一圓五十錢
 長老 セ、ハイノド 著 聖馬太傳註釋 郵定 稅價 八十一錢
 監督 ハッ原 著 長老 吉村大次郎 譯 聖ヨハネ傳註釋 郵定 稅價 十二錢
 監督 フオス 著 以弗所書講解 郵定 稅價 四十五錢
 長老 チャモレー 著 加拉太書註釋 郵定 稅價 六十錢
 ミス、パラード 著 通俗創世記 郵定 稅價 二十錢

▽信徒教養書類

長老 貫民之介 著 基督教入門(再版) 郵定 稅價 二十錢
 長老 前川眞二郎 著 基督信徒の修養 郵定 稅價 四十五錢
 監督 ヲレルキンソン 著 矢口保次郎 譯 聖徒の交通 紙表 郵定 稅價 三十五錢
 ツ、イモルガン 著 元田作之進 譯 青年空想と實行 布表 郵定 稅價 四十錢
 訓話 遊戯 勲強と遊戯 希紙表 郵定 稅價 四十五錢
 モルガン 著 元田長老 譯 アレキサンダ 著 森田松榮子 譯 隠れたる僕婢 郵定 稅價 二十五錢
 アダムス 著 森田松榮子 譯 あゝの遠い山 郵定 稅價 四十五錢
 長老 稻垣陽一郎 譯 神の招待 郵定 稅價 四十錢

同 魂の平安(説教集) 郵定 稅價 四十五錢
 同 人生の照暗燈(同) 郵定 稅價 四十錢
 同 基督教四要徳 郵定 稅價 二十二錢
 監督 ホール 著 長老菅寅吉 譯 基督教徒の鍛鍊 紙表 郵定 稅價 四十五錢
 ロビンソン 著 小林彦五郎 譯 教職の私生涯 郵定 稅價 三十五錢
 ミツス、エ、シノサント 著 洗禮のしたく 郵定 稅價 四十五錢
 横田秋生 著 日本國民と基督教(再版) 郵定 稅價 六十五錢
 著者匿名 者(一名往訪教談) 郵定 稅價 二十錢
 長老 エス、ヘズレット 著 人に内住せる神の像 郵定 稅價 二十錢
 長老 今井壽道 著 聖靈の恩賜(再版) 定並上 稅價 四十五錢

長老 稻垣陽一郎 著 人生の白兵戰 郵定 稅價 二十錢
 ミセス、イ、ピカステス 著 福音音入 門(訂正三版) 郵定 稅價 二十八錢
 長老 山縣雄杜三 著 公會入門(第三版) 郵定 稅價 四十二錢
 長老 元田作之進 著 未信者に與ふる書(再版) 郵定 稅價 二十四錢
 同 信者に與ふる書(再版) 郵定 稅價 二十二錢
 アダムス 著 中道政市 譯 宗教大王の使者 郵定 稅價 二十五錢
 アダムス 著 森田松榮子 譯 十字架の影 郵定 稅價 四十五錢
 シェンキウ井ツチ 著 小林徳次郎 譯 いざ彼に從はん 郵定 稅價 二十錢
 長老 菅寅吉 著 新創 造 論 紙表 郵定 稅價 三十錢
 長老 山縣雄杜三 著 信者 訓 布表 郵定 稅價 四十二錢

イリシグワース著 長老稲垣陽一 耶譯定 價並上 八十五錢
 三位一體の教義 郵定 價並上 八十五錢
 監督ゴア著 稲垣長老譯 郵定 價並上 八十五錢
 新神學と舊宗教 郵定 價並上 八十五錢
 イリシグワース著 文學士央倉保譯 定 價並上 八十五錢
 神と人の人格論 郵定 價並上 八十五錢
 神の内住 定 價並上 八十五錢
 神の内の住 郵定 價並上 八十五錢
 宗 教 問 答 郵定 價並上 八十五錢
 根本的基督教 郵定 價並上 八十五錢
 長老セ、ハイノド著 郵定 價並上 八十五錢
 基督教々理要論 郵定 價並上 八十五錢
 フォン著 小林彦五郎譯 定 價並上 八十五錢
 福音の道(一名基督教 郵定 價並上 八十五錢
 道)教理提要 郵定 價並上 八十五錢
 イリシグワース著 文學士央倉保譯 定 價並上 八十五錢
 理性と天啓 郵定 價並上 八十五錢

ステアレー原著 上村喜平編 郵定 價並上 八十五錢
 教會の宗 教 郵定 價並上 八十五錢
 監督ゴア著 稲垣陽一 耶譯 郵定 價並上 八十五錢
 リッドン原著 執事島田弟九譯 郵定 價並上 八十五錢
 死後最初の五分間 郵定 價並上 八十五錢
 監督ウエストコット原著 郵定 價並上 八十五錢
 復活せる主の啓示 郵定 價並上 八十五錢
 ゲーフオード原著 長老菅寅吉譯 郵定 價並上 八十五錢
 來世の狀態 長老菅寅吉譯 郵定 價並上 八十五錢
 博士マタソンスミス著 岩井順一譯 郵定 價並上 八十五錢
 來世の福音 岩井順一譯 郵定 價並上 八十五錢
 モーバレー監著 松田承久譯 郵定 價並上 八十五錢
 於ける聖靈の事業 郵定 價並上 八十五錢

▽歴史的书類

元田博士編輯 郵定 價並上 八十五錢
 老監督ウイリアムス 郵定 價並上 八十五錢
 長老 今井壽道監修(寫眞數葉入) 郵定 價並上 八十五錢
 エドワルド、ピカステス 郵定 價並上 八十五錢

オットレー著 執事岩井順一譯 定 價並上 八十五錢
 希伯來民族史 郵定 價並上 八十五錢
 同 イスラエル宗教史 郵定 價並上 八十五錢
 基督教師父傳 郵定 價並上 八十五錢
 稲垣陽一 耶著 郵定 價並上 八十五錢
 牛津近代の三名士 郵定 價並上 八十五錢
 元田作之進著 郵定 價並上 八十五錢
 日本聖公會史 郵定 價並上 八十五錢
 長老 吉澤直江編 郵定 價並上 八十五錢
 祈禱書總論 郵定 價並上 八十五錢
 パタソン、スミス著 松井米太郎補譯 定 價並上 八十五錢
 聖書の由來 郵定 價並上 八十五錢
 フツカム原著 長老菅寅吉譯 郵定 價並上 八十五錢
 教會の起原 郵定 價並上 八十五錢
 ミッス、リッソン著 郵定 價並上 八十五錢
 久保田秀子 郵定 價並上 八十五錢

監督キンスマン著 神學士稲垣陽一 耶譯 定 價並上 八十五錢
 死者の記念 郵定 價並上 八十五錢

△トラクト類

長老 菅寅吉譯 郵定 價並上 八十五錢
 ウヰリアムス 監督著問答書 郵定 價並上 八十五錢
 主講文問答 定 價並上 八十五錢
 十誠問答 同 價並上 八十五錢
 使徒信經問答(訂改) 同 價並上 八十五錢
 洗禮式問答 同 價並上 八十五錢
 監督 フチス著 郵定 價並上 八十五錢
 基督教と夫婦道 郵定 價並上 八十五錢
 コーンツォール、リ一著 郵定 價並上 八十五錢
 兩文基督教に關し一友に與ふる書 郵定 價並上 八十五錢
 長老 アルナルス著 郵定 價並上 八十五錢
 信徒按手式(附問答) 郵定 價並上 八十五錢
 エフ、モース原著 黒木洲譯 郵定 價並上 八十五錢
 信徒按手禮要論 郵定 價並上 八十五錢

長老ケレー著 電車のたどへ	同 日本聖公會の地位	同 聖公會と祈禱書	長老ライアソン編 聖公會の立脚點(再版)	フナス監督述 大齋の勸告	大齋は如何に守るべきか	大齋の友	大齋の心得(カード)	長老ツボクスレ著 基督の奇蹟の特質	監督フナス著 信徒按手式準備指針(英和)
郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定 郵定	稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價 稅價	二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五	錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢	錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢	錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢	錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢	錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢	錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢	錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢

ヨレル博士著 現在の救ひ	同 罪とは何ぞや	使徒達よりの一の聖公會(一枚摺)	天路の杖	日々の掟
郵定 郵定 郵定 郵定 郵定	稅價 稅價 稅價 稅價 稅價	二五 二五 二五 二五 二五	錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢	錢錢 錢錢 錢錢 錢錢 錢錢

△日曜學校教材

セシル監督提案校閱 聖公會日曜學校教案	上卷(第一學級用)	中卷(第二學級用)	下卷(第三學級用)	右三卷(全學級分)	セシル監督クック長老共選 日曜學校教科綱目
三學級六學年制、教師用	定價 六十錢	定價 六十錢	定價 六十錢	定價 六十錢	和英文 十五錢
郵稅 六六錢	郵稅 六六錢	郵稅 六六錢	郵稅 六六錢	郵稅 六六錢	郵稅 二錢

△日本聖公會公文書及び禮拜に關する諸文書

改訂日本聖公會祈禱書四號(總背)	改訂同 小形	同 羅馬字	改訂詩篇(禮拜用)	詩篇 羅馬字	改訂祈禱書詩篇合本	同 羅馬字
總背 皮 一圓三十錢	紙表 紙表 四圓三十錢	布表 紙表 二圓四十錢	布表 紙表 三圓三十錢	皮表 紙表 二圓	布表 紙表 七圓九十錢	布表 紙表 四圓
皮 一圓六十錢	紙表 紙表 四圓五十錢	布表 紙表 二圓四十錢	布表 紙表 三圓三十錢	皮表 紙表 二圓	布表 紙表 七圓九十錢	布表 紙表 四圓
皮 一圓六十錢	紙表 紙表 四圓五十錢	布表 紙表 二圓四十錢	布表 紙表 三圓三十錢	皮表 紙表 二圓	布表 紙表 七圓九十錢	布表 紙表 四圓

特禱使徒書福音音書

同上 祈禱書合本	同上 祈禱書諸篇合本	古今聖歌集	同 譜附	聖公會小兒讚美歌委員撰 こどもせいしか集	フナス監督編 再降誕日の歌(訂正)	詩頌詠譜
皮表 紙表 二圓五十錢	皮表 紙表 三圓七十錢	紙表 紙表 二圓二十錢	布表 紙表 一圓四十五錢	無譜 十錢	紙表 紙表 四圓	紙表 紙表 四圓
皮表 紙表 二圓五十錢	皮表 紙表 三圓七十錢	紙表 紙表 二圓二十錢	布表 紙表 一圓四十五錢	無譜 十錢	紙表 紙表 四圓	紙表 紙表 四圓
皮表 紙表 二圓五十錢	皮表 紙表 三圓七十錢	紙表 紙表 二圓二十錢	布表 紙表 一圓四十五錢	無譜 十錢	紙表 紙表 四圓	紙表 紙表 四圓

公 會 問 答	理 葬 式	幼 年 葬 式	結 婚 式	洗 禮 志 願 者 の 祈 禱	幼 兒 の 祈 禱、少 年 の 祈 禱	子 供 の 祈 禱	家 族 の 祈 禱	日 々 の 祈 禱	幼 年 禮 拜 式	受 苦 日 禮 拜
郵 定 郵 價 二 三 錢	郵 定 郵 價 二 五 錢	郵 定 郵 價 二 四 錢	同 郵 價 二 八 錢	郵 稅 五 十 枚 一 枚 一 錢 八 分	郵 稅 五 十 枚 一 枚 一 錢 六 分	郵 稅 百 枚 一 枚 一 錢 三 分	郵 稅 十 部 迄 一 錢 五 厘	郵 稅 十 部 迄 一 錢 五 厘	郵 定 郵 價 二 三 錢	郵 定 郵 價 二 六 錢

アーチアコノ、キンカ著
小 祈 禱 書

日本聖公會大 網 書

第七總會採用大 網 書

日本聖公會法憲法規 (邦語、羅馬字、英語對述) 四十五錢 (郵稅二錢)

禮 拜 日 記

洗禮志願書用紙 (受洗者及び教父母に與ふるカード類) 各百枚 稅價 八十五錢、各一枚 稅價 八十五錢

東京市神田區表猿樂町十番地
日本聖公會出版社
振替東京 四一七四〇番
神戸市中山手通三ノ外五
日本聖公會出版社支店
振替大阪 九一〇九

販賣店 東京 教文館、基督教書類會社、神戶 福音社、大阪 福音社、京都 同信房

日本聖公會公認新聞

基督教週報

每週一回 金曜日發行

社長 元田作之進 主筆 山縣雄杜三
本紙は第十二總會の決議に基き、信仰修養と公會の平安進歩の爲に發行せらるゝものにして、論議は一面に偏せず、教報は承細迅速なり。日本聖公會員必讀の新聞也。

▼定價 一部郵稅共金六錢、中々年郵稅共金一圓四十錢、一ヶ年同金二圓七十錢。
▼送金は振替貯金東京一九三八七番多川幾造宛にて送金額に金一錢を加へて拂込まるとが便なり。
▼廣告料は五號活字一行金十五錢一段金四圓。
▼總ての通信は本紙専任編輯員織間小太郎(東京市外巢鴨宮仲二五三三)宛直接送致を便とす。

發行所 東京市京橋區 明石町五十三 基督教週報社

日本聖公會

結婚照會所

取扱主任者 東京府西巢鴨町池袋一一二〇 同所 山縣與根二
▼申込書は御申越次第郵送す

南東京地方部監督セ、シ、ル 序文
大阪地方部監督ヒユ、セ、フチス師
長老 山縣與根二著

逝去者紀念特禱

新刊 附紀念者記入名錄表、對照年表
定價金十錢 特價一十冊以上一割引 無送料

發行所

東京府西巢鴨町池袋一一二〇 山縣與根二方
振替口座 東京 四九五四六番

立教大學

東京市外西巢鴨町池袋
電話小石川四〇九番
同 三六〇六番

修業年限は文學部商學部とも豫科二ヶ年本科三ヶ年とす
毎年四月に於て豫科生壹百名を募集す。
入學出願は三月末日までとす。
豫科には中學校卒業者及同等以上の資格ある者に限り試
験の上入學を許す。
選科には右の資格を有せずとも試験の上入學を許す。

立教中學校

東京市京橋區明石町
電話京橋五一六番

左の學期の當初に於ては第五學年を除き各學年に試験の
上入學を許す。
第一學期は出願期三月廿五日まで第二學期は八月廿五日
迄。
立教中學校生徒は立教學院寄宿舎に入舎するを得。

文部大臣認可

私立立教高等女學校

寄宿舎設備あり

○本科は五ヶ年○入學志願者には入學試験
を行ふ。

○生花、茶の湯、ピアノ、オルガン、琴、タ
イプライタ、簿記の科あり。

東京市京橋區明石町二十六番地
電話京橋一九六〇番

平安高等女學校 平安女學院

京都市下立賣通烏丸西入 (電話上三三〇番)

●高等女學校本科 修業年限四ヶ年
尋常小學卒業生にして成績優良なるものは無試験
にて一年に編入し、二年級以上は事情により裁縫
を以て英語に代ふるを許す事あるべし。

●高等科 修業年限二ヶ年
高等女學校卒業生若くは同等以上のものを收容す。
文學秘書兩科に於ては英語の試験を執行す。

○文學科 英語に重きを置き高等普通學科を教授し内
外人之を擔當す。

○家政科 裁縫技藝に重きを置き高等普通學科を教授
す。

○秘書科 英語に重きを置きタイプライタ速記商事要
項簿記等を教授す。
●今回本校舎を新築す。設備整然たる寄宿舎の設けあ
り、基督教主義の實現所、學科の實習所たらしめん事
を期す。舎監及教師起臥を共にし校長は敷地内に居住
して監督の任に當る。
●規則書入用の者は二錢切手封入請求せらるべし。

文部大臣指定

香蘭女學校

東京市芝區白金三光町三百六十番地
電話 芝五三六二番

○本校に在學する生徒は高等の教育をうけしめんとする人々の子女にして尋常小學校を卒業したる者たるべし○本校に入學する者は日々聖書の教訓を學び英語及び完全なる和漢數學諸科の教育を受く○校舎内に寄宿舎の設けありて之に入ることを得べし○授業料は年額金四拾圓外に校費年額金四圓○校則學期其他は本校に就き問合はさるべし○本校の卒業生は高等女學校卒業生と同等の資格あり。

女子寄宿舎曉星寮

位置、小石川區雜司ヶ谷町百八番地
小石川牛込神田麹町本郷の各區の學校生徒に適當にして殊に女子大學に近く極めて健康地なり

目的、キリスト教主義によりて家庭的生活を與へ英語の研究を助く。
費用、一ヶ月金十五圓(食費寮費英語授業料を含む)但し時價に依り多少變更することあり。
希望者は主任者まで申込まれ
たし

主任者 ミス、フィリップス

文部大臣 私立 **プール女學校**

大阪市外鶴橋町(天王寺勝山通)

○本校は明治四十二年四月文部省より高等女學校同等以上の指定を受け専門學校への無試験入學資格を有す。
○本科は修業年限五ヶ年にして學科課程は五ヶ年程度の高女學校に同じく英語音樂は特色あり。
○英語専修生には一週十三時間別科生は隨意選擇したる學科を學習するを得。
○教師は英人三名日本人十三名。
○本校は高燥開潤の土地三千餘坪を肩書の處に得て校舎を新築し十一月一日移轉す。
○寄宿舎には八十名以上を收容し數名の女教師起居を同じくし懇切に監督す。
○規則書は郵券二錢を添へ申込まば送附す。

文部省 認可 私立 **松蔭高等女學校**

神戸市中山手通六丁目九一

目的、本校ハ高等女學令を遵奉シ女子ニ必要ナル高等普通教育ヲ授クルモノトス。
○入學資格 尋常小學校卒業以上。
○教員 英語ハ英國婦人、譯解其他諸學科ハ本邦人各専門家之ヲ擔任ス。
○寄宿舎 本校構内ニアリ最モ家庭的ニ親切ニ監督ス。
規則書要求者ハ貳錢ノ郵券ヲ要ス。

聖餐用ウェーファー

一小形(二百枚毎三)金三十銭
一大形(五十枚毎三)金三十銭

小包郵便(内地ハ多少ニ係ラズ
東京市内六錢、市外七錢)

○手数を省く爲め代金は御注文と同時に郵便小爲替にて御送附下され度候○切手代用は御断り申上候

東京市深川區西元町八番地

眞光教會婦人會
實業部

故聖公會神學院長
神學博士 今井壽道先生遺稿

◇キリストの體(教會論)

先生の肖像入 定價二十錢送料二錢

大正八年十月發行
再版 發行所註文ありたし
の趣實切に付

發行所 振替貯金東京三四四七一番 東京教報社

◆ 眞民之基督教入門 再版増訂第三年近日發行

◆ 眞民之東京教報 毎月一回發行一部送料共二錢五厘一ヶ年三十錢

本要覽に廣告掲載希望者は毎年十一月十日までに申込の事

廣告料。一欄金參圓、二欄金五圓。

大正八年十二月廿六日印刷 定價金參拾錢
大正八年十二月三十日發行 送料不要

編輯兼發行者 東京市東橋區明石町五十三番地 日本聖公會教務院總務局

右代表者 貫之介

印刷者 橫濱市太田町五丁目八十七番地 岡平吉

印刷所 橫濱市山下町百〇四番地 福音印刷合資會社

本要覽の代金拂込は日本聖公會教務院財務局の振替貯金口座(東京貳七貳六參番)へ振込の事

聖餐用ウェーファー

一小形(二百枚毎)金三十銭
一大形(五十枚毎)金三十銭

小包郵便(内地ハ多少ニ係ラズ
東京市内六錢、市外三錢)

○手数を省く為め代金は御注文と同時に郵便小為替にて御送附下され度候○切手代用は御断り申上候

東京市深川區西元町八番地

眞光教會婦人會
實業部

故聖公會神學院長
神學博士 今井壽道先生遺稿

◇キリストの體(教會論)

先生の肖像入 定價二十錢送料二錢

大正八年十月發行の處賣切に付 再版 發行所賣切れぬ内にせり注文ありたし

發行所 振替貯金東京三四四七一番 東京教報社

◆眞民之基督教入門 再版増訂第三年近日賣切増訂第三年發行

◆眞民之東京教報 毎月一回發行一部送料共二錢五厘一ヶ月三十銭

本要覽に廣告掲載希望者は毎年十一月十日までに申込の事

廣告料。一欄金參圓、二欄金五圓。

大正八年十二月廿六日印刷 定價金參拾錢
大正八年十二月三十日發行 送料不要

編輯兼發行者 東京市京橋區明石町五十三番地 日本聖公會教務院總務局

右代表者 貫之介

印刷者 橫濱市太田町五丁目八十七番地 吉

印刷所 橫濱市山下町百〇四番地 福音印刷合資會社

本要覽の代金拂込は日本聖公會教務院財務局の振替貯金口座(東京貳七貳六參番)へ振込の事

大正九年=1920

	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
一 月	1	2	3	七 月	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10		4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17		11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24		18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31		25	26	27	28	29	30	31
二 月	1	2	3	4	5	6	7	八 月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
	29		29	30	31
三 月	...	1	2	3	4	5	6	九 月	1	2	3	4
	7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
	14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	28	29	30	31		26	27	28	29	30
四 月	1	2	3	十 月	1	2
	4	5	6	7	8	9	10		3	4	5	6	7	8	9
	11	12	13	14	15	16	17		10	11	12	13	14	15	16
	18	19	20	21	22	23	24		17	18	19	20	21	22	23
	25	26	27	28	29	30	...		24	25	26	27	28	29	30
五 月	1	十一 月	...	1	2	3	4	5	6
	2	3	4	5	6	7	8		7	8	9	10	11	12	13
	9	10	11	12	13	14	15		14	15	16	17	18	19	20
	16	17	18	19	20	21	22		21	22	23	24	25	26	27
	23	24	25	26	27	28	29		28	29	30
六 月	1	2	3	4	5	十二 月	1	2	3	4
	6	7	8	9	10	11	12		5	6	7	8	9	10	11
	13	14	15	16	17	18	19		12	13	14	15	16	17	18
	20	21	22	23	24	25	26		19	20	21	22	23	24	25
	27	28	29	30		26	27	28	29	30	31	...

325
263

9. 2. 9

終

